

一般廃棄物処理基本計画  
(パブリックコメント案)(1/2)

令和4年3月

習志野市



## 目 次

第1章	計画策定の基本的事項	1
1	計画の背景と目的	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の目標年度	3
4	計画の構成	3
5	廃棄物・リサイクル関連の動向	4
	(1) 廃棄物・リサイクル関連の法制度	4
	(2) 国及び県の廃棄物処理の目標	5
第2章	ごみ処理基本計画	6
1	ごみ処理・処分の流れ	7
	(1) ごみ処理・処分の流れ	7
	(2) 現有施設の状況	8
	(3) ごみ排出量の実績	9
	(4) 中間処理量の実績	11
	(5) リサイクルの実績	13
	(6) 最終処分量の実績	14
	(7) ごみ質	15
2	資源物収集及び啓発事業	16
	(1) 資源物回収	16
	(2) 有価物回収運動奨励事業	17
	(3) リサイクルプラザ啓発事業	19
	(4) ごみゼロ運動	19
3	ごみ処理経費の実績	20
4	ごみ処理の現状と課題	21
	(1) 発生抑制	21
	(2) 分別	22
	(3) 排出	23
	(4) 排出ルールについて	24
	(5) 収集・運搬	25
	(6) 中間処理	28
	(7) 最終処分	30
	(8) ごみ処理に対する有料化の導入	30

5	前一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成状況 .....	32
	(1) 前計画の数値目標 .....	32
	(2) 数値目標の達成状況 .....	32
	(3) 前計画の施策の評価 .....	33
6	基本方針 .....	35
	(1) 基本理念 .....	35
	(2) 基本方針 .....	35
7	現状のまま推移した場合のごみ排出量の将来予測 .....	36
	(1) 予測方法 .....	36
	(2) 将来人口予測 .....	38
	(3) 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測結果 .....	40
8	減量目標値 .....	42
	(1) 減量目標設定の考え方 .....	42
	(2) 減量目標 .....	44
	(3) 減量目標達成の場合のごみ排出量の予測結果 .....	45
9	ごみ処理基本計画 .....	48
	(1) 環境負荷の少ない循環型社会の構築(基本方針I) .....	48
	(2) 適正処理の推進 .....	49
	(3) ごみ処理に対する受益者負担制度の導入 .....	51
	(4) 施策の実施スケジュール .....	52

はじめに

習志野市一般廃棄物処理基本計画は、家庭等から排出されるごみやし尿・浄化槽汚泥を円滑に処理するための長期計画を明確にし、それらを適正に実施するための施策の方向性を示すことを目的に策定しています。

本市では、平成19(2007)年3月に「習志野市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、平成24(2012)年5月に改訂しておりますが、それ以降に、廃棄物処理法の改正・廃棄物処理施設整備計画の見直し・循環型社会形成推進基本計画の見直しなどが行われており、廃棄物処理に関連する国の施策は、さらに進展しています。

本市においても、既存施設のさらなる老朽化、ごみ性状の変化、市民の生活スタイルの変化など、従前からの課題に加え、東日本大震災などへの災害対策なども課題として加わりました。

このような状況を受け、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行いました。

本計画では、“持続可能な清掃行政をめざす10年計画”を基本理念に掲げ、その実現に向けて、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識の上、主体となり、お互いに協力しながら未来を見据えて取組を行っていくこととしております。

令和 年 月

習志野市長 宮本 泰介



## 第1章 計画策定の基本的事項

### 1 計画の背景と目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という）第6条第1項に基づき作成するもので、習志野市（以下、「本市」という）の区域内から発生する一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立った基本的事項について定めるものです。

国では循環型社会の形成と推進のため、循環型社会形成推進基本法をはじめとし、廃棄物適正処理のための廃棄物処理法、リサイクルの推進のための資源有効利用促進法、個別物品の特性に応じた規制※（容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法）など様々な法の整備を行ってきました。

また、食品ロスやプラスチックごみへの対応という新たな問題も挙げられており、国をあげての取組が必要となっています。

本市においては、平成24（2012）年5月に令和3（2021）年度を計画目標年度として「習志野市一般廃棄物処理基本計画」を改訂し、一般廃棄物の適正処理はもとより、3R（Reduce（ごみ減量）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化））の推進について取り組んできました。

しかしながら、社会経済情勢の変化や国・県における法制度や目標値の見直し等、本市を取り巻く清掃行政の状況が大きく変化し、また、現清掃工場は稼働開始から既に19年が経過し老朽化が見られる中、清掃工場の更新を今後如何に取り組むかという問題もでてきました。

このようなことから、改めて、本市の今後の清掃行政の方向性を示すこととしました。

※個別物品の特性に応じた規制の正式名称（以下、略称標記とする。）

容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法

小型家電リサイクル法：使用済小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律

食品リサイクル法：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

自動車リサイクル法：使用済み自動車の再資源化等に関する法律

## 2 計画の位置付け

本計画は、習志野市基本構想、その他の循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法等、その他の関連法令、計画と整合性を図ります。

本計画の位置付けを図 1-1 に示す。

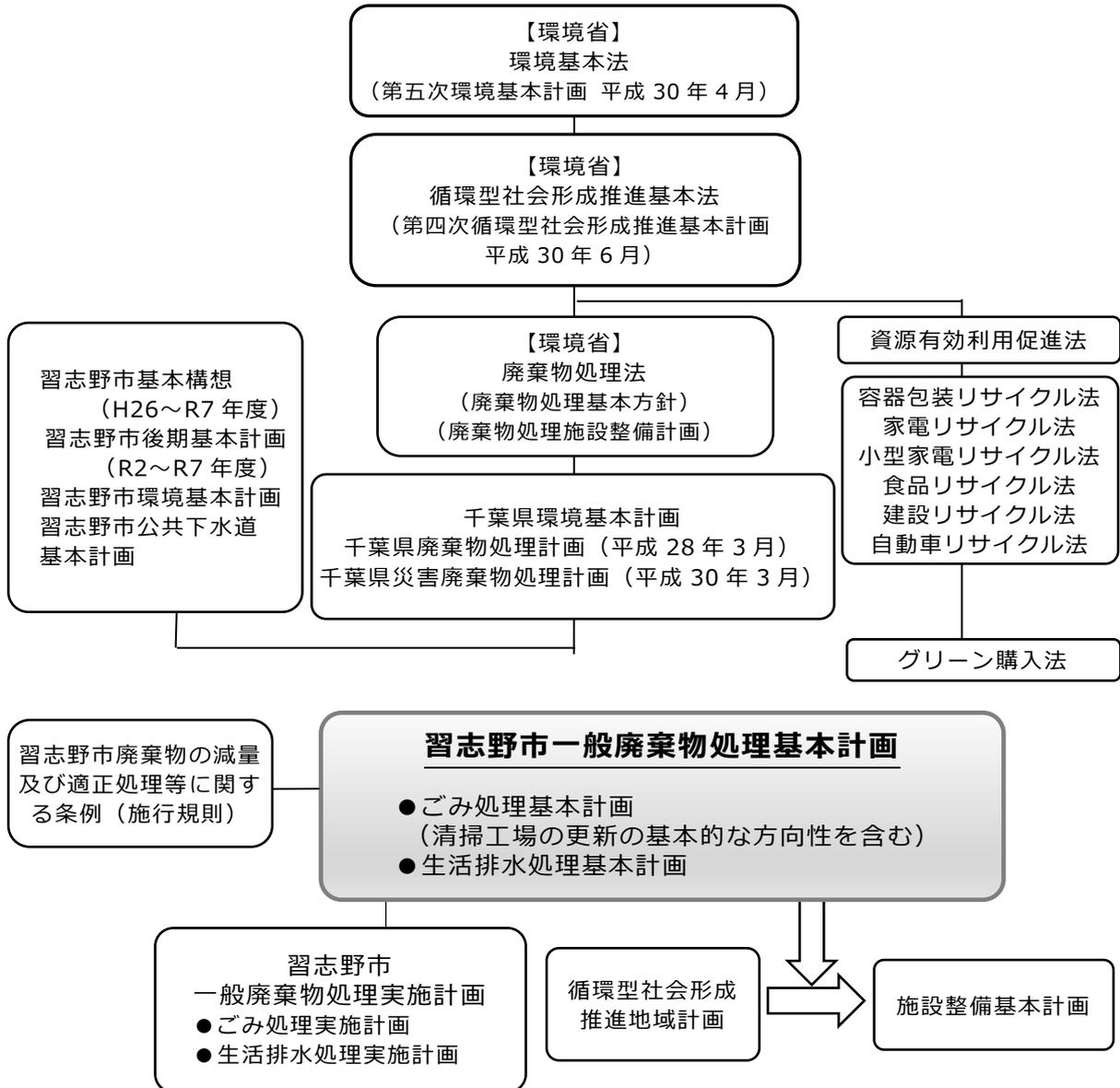


図 1-1 一般廃棄物処理計画の位置付け

### 3 計画の目標年度

本計画の計画期間は図 1-2 に示すように、令和 4(2022)年度を初年度、令和 13(2031)年度を計画目標年度とする 10 年間とします。

また、5 年後の令和 8(2026)年度に中間目標年度を設定し、計画の進行管理を行うこととしますが、計画期間中に計画策定の前提となる諸条件に大きな変化があった場合にも、見直しを行うものとします。



図 1-2 計画期間

### 4 計画の構成

本計画は、一般廃棄物処理基本計画である「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」の 2 部構成とします(図 1-3)。

また、「ごみ処理基本計画」において、本市が清掃工場の老朽化に伴い、今後整備を予定している清掃工場の更新の基本的な方向性を、本計画でとりまとめます。

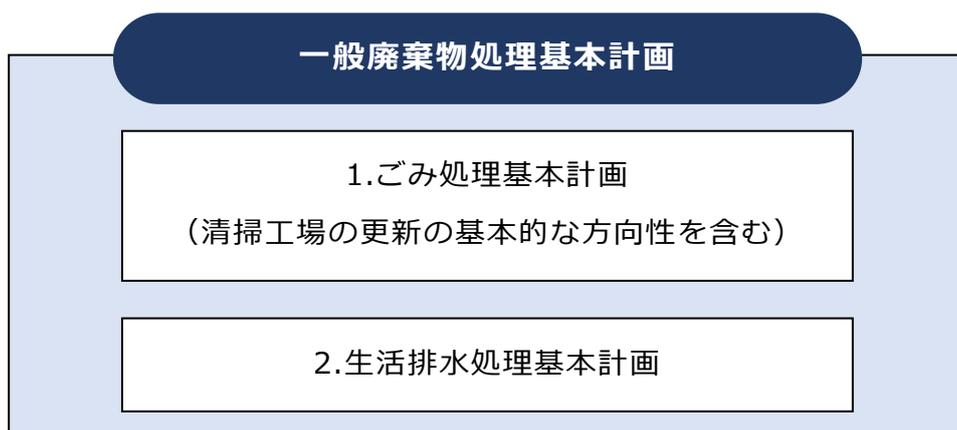
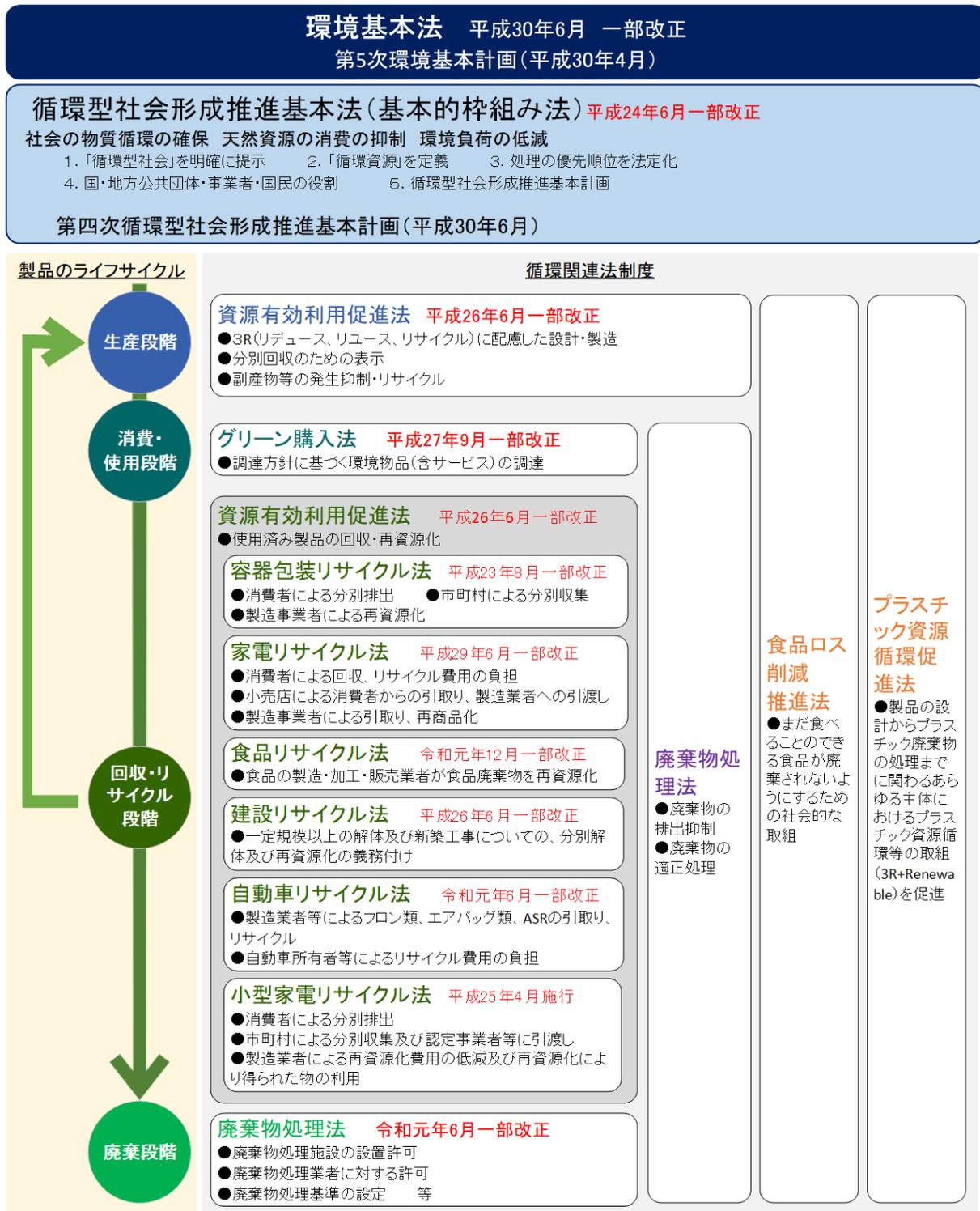


図 1-3 計画の構成

## 5 廃棄物・リサイクル関連の動向

### (1) 廃棄物・リサイクル関連の法制度

循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。循環型社会の形成と推進のための法制度を製品の生産から廃棄までのライフサイクルにそって整理し図 1-4 に示します。



資料:3R 政策(METI\_経済産業省)法体系図を加工

図 1-4 循環型社会の形成と推進のための法制度

## (2) 国及び県の廃棄物処理の目標

本計画の上位計画にあたる国及び千葉県の数値目標を表 1-1 に示します。

※ 廃棄物処理法に基づく基本方針と第9次千葉県廃棄物処理計画の目標年度は令和2(2020)年度であり、目標年度としては、本計画の計画期間を過ぎていますが、目標値の整理のため参考までに掲載します。

表 1-1 廃棄物減量の目標量

項目	国の設定した目標値			第9次千葉県廃棄物処理計画
	廃棄物処理法に基づく基本方針	第四次循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理施設整備計画	
策定年月	平成28年	平成30年6月	平成30年6月	平成28年3月
もとなる法律名	廃棄物処理法	循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理法	廃棄物処理法
目標年度	令和2年度 (平成32年度)	令和7年度	令和4年度	令和2年度 (平成32年度)
排出量に係る目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の排出量を平成24年度比約12%削減</li> <li>一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を500g</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一日当たりのごみ排出量：約850g/人日</li> <li>一人一日当たりの家庭系ごみ排出量：約440g/人日</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>排出量：196万t以下 (平成25年度実績から10%減 一人一日当たりのごみ排出量：877g)</li> <li>一人一日当たりの家庭系ごみ排出量：542g → 500g以下</li> </ul>
再生利用に係る目標値	再生利用率を約27% ※1		リサイクル率：27%	23.5%→30%以上
中間処理に係る目標値			<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ焼却施設の発電効率の平均値：21%</li> <li>廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合：46%</li> </ul>	
最終処分に係る目標値	最終処分量を平成24年度比約14%削減	・約300万トン(平成12年度から約70%減)	一般廃棄物最終処分場の残余年数：2017年度の水準(20年分)を維持	・13万t以下
その他	令和2年度以降については、第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)等の目標を参考にし、施策を進める。(環境省事務連絡)	[令和12年度目標] 家庭系食品ロス量：平成12年度の半減 事業系食品ロス量：今後設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽の浄化槽人口普及率：70%</li> <li>合併浄化槽の基数割合：76%</li> <li>省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量：12万t-CO<sub>2</sub></li> </ul>	

※1 再生利用率=ごみの再生利用量/(市町村による計画収集量+事業者等による市町村施設への直接搬入量+集団回収量)

## 第2章 ごみ処理基本計画

ごみ処理に関連する用語は、排出量、収集量、資源化物を含む場合や含まない場合など、複雑で、出典等により異なる場合があるため、本計画で使用する用語を表 2-1 に示すとおり定義します。

表 2-1 本計画で使用する用語

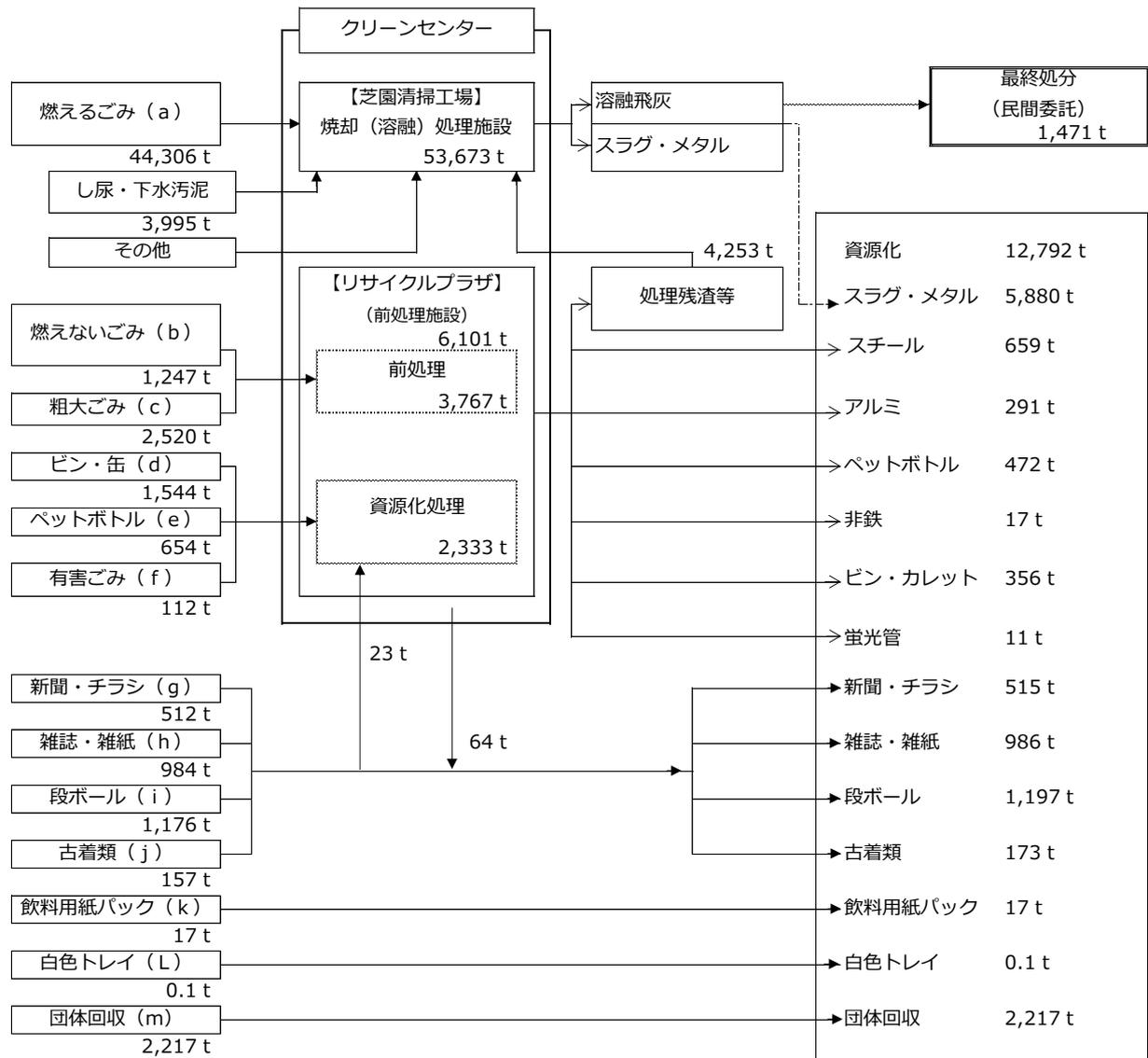
排出・収集段階				処理段階			
ごみ総 排出量	ごみ 排出量	家庭系 ごみ	家庭系 収集 ごみ	家庭系収集燃えるごみ	溶融飛灰	最終処分	
					スラグ・メタル	再生利用	
				家庭系収集燃えないごみ	処理残渣	溶融飛灰	最終処分
						スラグ・メタル	再生利用
				家庭系収集粗大ごみ	回収資源物		再生利用
			家庭系収集有害ごみ				
			家庭系収集資源	直接資源化物	再生利用		
			家庭系 搬入 ごみ	家庭系搬入燃えるごみ		溶融飛灰	最終処分
					スラグ・メタル	再生利用	
				家庭系搬入燃えないごみ	処理残渣	溶融飛灰	最終処分
				スラグ・メタル		再生利用	
		家庭系搬入粗大ごみ		回収資源物		再生利用	
		事業系ごみ	事業系燃えるごみ	溶融飛灰	最終処分		
				スラグ・メタル	再生利用		
事業系資源	回収資源物						
		直接資源化物	再生利用				
有価物団体回収				有価物団体回収	再生利用		
資源物回収量 = 家庭系収集資源+事業系資源							
選別資源量 = 直接資源物+回収資源物							
再生利用量 = 選別資源量+有価物団体回収量+スラグ・メタル							
資源化率 = 再生利用量÷ごみ総排出量							

# 1 ごみ処理・処分の流れ

## (1) ごみ処理・処分の流れ

本市で、市民、事業者から排出されるごみの流れは主にクリーンセンターで中間処理して、最終処分されるもの、資源化されるものとクリーンセンターを経由せず直接資源化されるものがあります。

図 2-1 にごみ処理の流れを、図 2-2 にクリーンセンターでのごみ処理の流れを示します。



※1 クリーンセンターでの処理の流れにはし尿・下水汚泥を含む

※2 芝園清掃工場焼却(溶融)処理量にはピット含水量等を含む

※3 合計量と内訳量は端数処理(四捨五入)の関係で一致しない場合がある

図 2-1 ごみ処理の流れ(令和元(2019)年度実績)

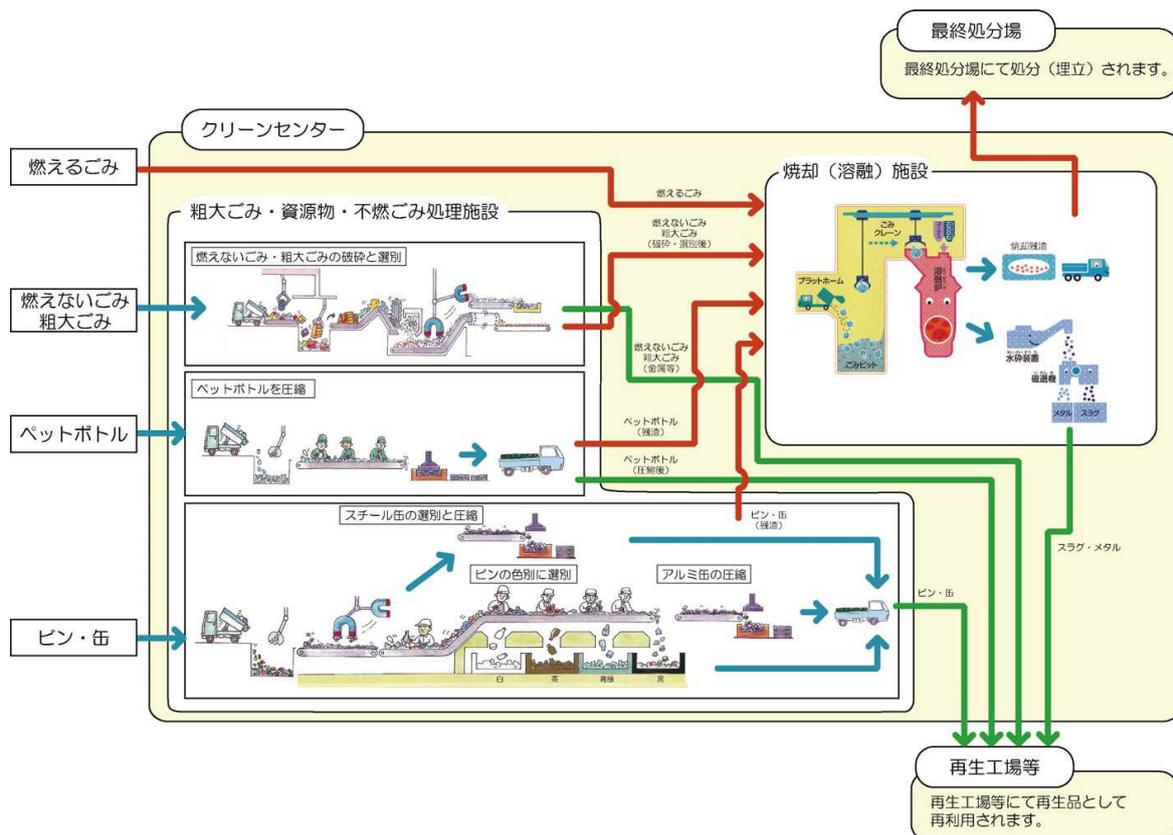


図 2-2 クリーンセンターのごみ処理の流れ(主な品目)

(2) 現有施設の状況

① 焼却（溶融）処理施設

表 2-2 焼却（溶融）処理施設

施設名	芝園清掃工場
所在地	習志野市芝園 3 丁目 2 番 1 号
処理能力	219 トン/日 (73t/日×3 炉)
処理方法	ガス化・高温溶融一体型直接溶融炉
稼働年月	平成 14 (2002) 年 11 月

② 粗大ごみ・資源物・不燃ごみ処理施設

表 2-3 粗大ごみ・資源物・不燃ごみ処理施設

施設名	リサイクルプラザ (前処理施設)
所在地	習志野市芝園 3 丁目 2 番 2 号
処理能力	49.65 トン/5 h (粗大 15.65 トン/5 h、不燃 19.05 トン/5 h ペットボトル 4.85 トン/5 h、ビン・缶 10.1 トン/5 h)
処理方法	破砕及び選別 (手選別を含む)
稼働年月	平成 8 (1996) 年 4 月

③ 一般廃棄物の減量化・資源化啓発・リサイクル活動推進施設

表 2-4 一般廃棄物の減量化・資源化啓発・リサイクル活動推進施設

施設名	リサイクルプラザ（再生施設）
所在地	習志野市芝園 3 丁目 2 番 2 号
処理能力	再生室 再生品保管室 リサイクル作業室 会議室・研修室 掲示・ロビーコーナー
稼働年月	平成 8（1996）年 6 月

（3）ごみ排出量の実績

本市の平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度までのごみ排出量の実績を表 2-5 と図 2-3 に示します。

ごみ排出量は人口の増加にもかかわらず、ほぼ横ばいで推移しており、有価物団体回収量を含むごみ総排出量も若干増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

一方、1 人 1 日あたりの総ごみ排出量は、令和元（2019）年度は 871g で、平成 27（2015）年度から 39g 減少しています。

1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移を図 2-4 に示します。

表 2-5 ごみ排出量の実績

		単位	実績				
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
a	計画収集人口（常住人口）	人	169,367	171,876	172,389	173,268	173,939
ごみ総排出量	b 家庭系ごみ排出量計	t/年	38,192	37,669	37,525	37,703	37,858
	c 事業系ごみ排出量計	t/年	15,320	15,059	15,598	15,696	15,372
	d ごみ排出量計（b+c）	t/年	53,512	52,728	53,123	53,399	53,230
	e 有価物団体回収量	t/年	2,897	2,677	2,486	2,311	2,217
	f ごみ総排出量（d+e）	t/年	56,409	55,405	55,609	55,710	55,447
g	1人1日あたりの家庭系ごみ量（b/a/365（or366））	g/人日	616	600	596	596	595
h	1人1日あたりの総ごみ排出量（f/a/365（or366））	g/人日	910	883	884	881	871

※常住人口は毎年度 3 月 31 日現在の人数

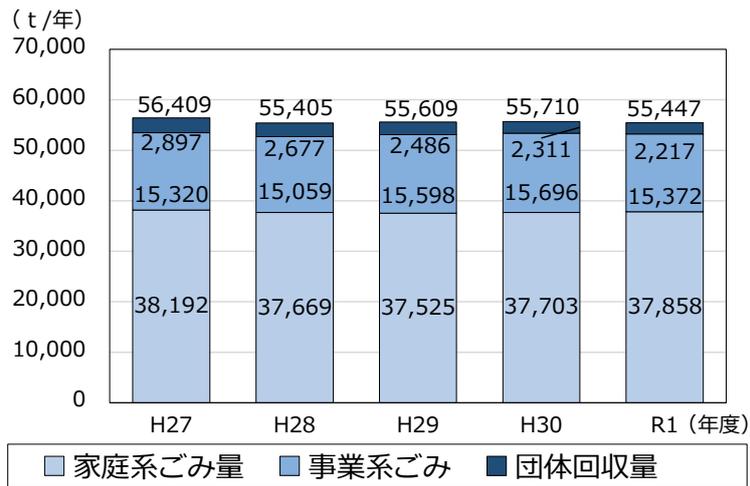


図 2-3 ごみ排出量の推移

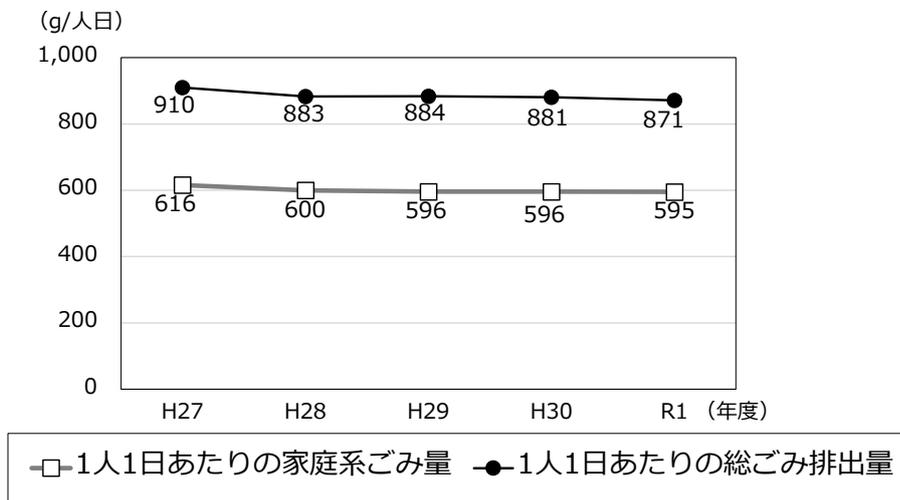


図 2-4 1人1日あたりのごみ排出量の推移

#### (4) 中間処理量の実績

##### ① 前処理施設

平成 27(2015)年度から令和元年(2019)度における前処理施設の処理量の実績を表 2-6 と図 2-5 に示します。

前処理施設では、ビン・缶、ペットボトル、燃えないごみ、粗大ごみ等について再資源化処理を行っています。

ビンは色ごとに、缶は原材料別に選別を行っています。ペットボトルは圧縮・梱包を行っています。また、燃えないごみ、粗大ごみの一部にも資源物が含まれているため、破碎・選別を行い、資源物を回収しています。

前処理施設の処理量は若干の増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

表 2-6 前処理施設における処理量

	単位	実績				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
処理量	t/年	6,484	6,110	5,931	6,006	6,101

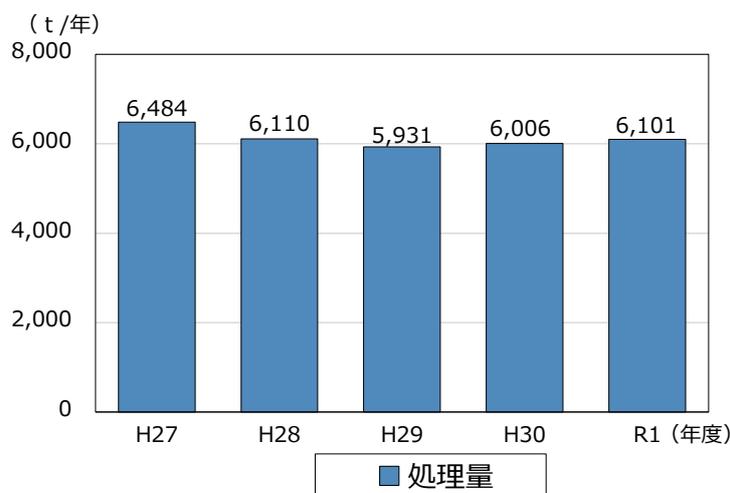


図 2-5 前処理施設における処理量の推移

## ② 焼却（溶融）処理施設

本市の清掃工場は、炉を高温（1,700℃～1,800℃）で、ごみを溶融して処理を行う「ガス化・高温溶融一体型直接溶融炉」方式を採用しています。

この溶融炉は溶融飛灰が少なく、また、ダイオキシン類の発生を基準値の10分の1に抑えるなど、環境負荷の低減に配慮した施設となっています。

なお、焼却（溶融）処理施設では、分別収集した燃えるごみのほかに、前処理施設で発生する処理残渣（ざんさ）を焼却（溶融）処理しています。

焼却（溶融）処理施設における処理量の実績を表 2-7 と図 2-6 に示します。

ごみ排出量同様に若干の増減はあるものの、横ばいで推移しています。

表 2-7 焼却（溶融）施設における処理量の実績

	単位	実績				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
溶融処理量	t/年	48,729	48,071	48,485	48,683	48,559
燃えるごみ（排出量）	t/年	44,134	43,870	44,430	44,611	44,306
リサイクルプラザ処理残渣量	t/年	4,595	4,201	4,055	4,072	4,253

※溶融処理量にし尿・下水汚泥は含まない。

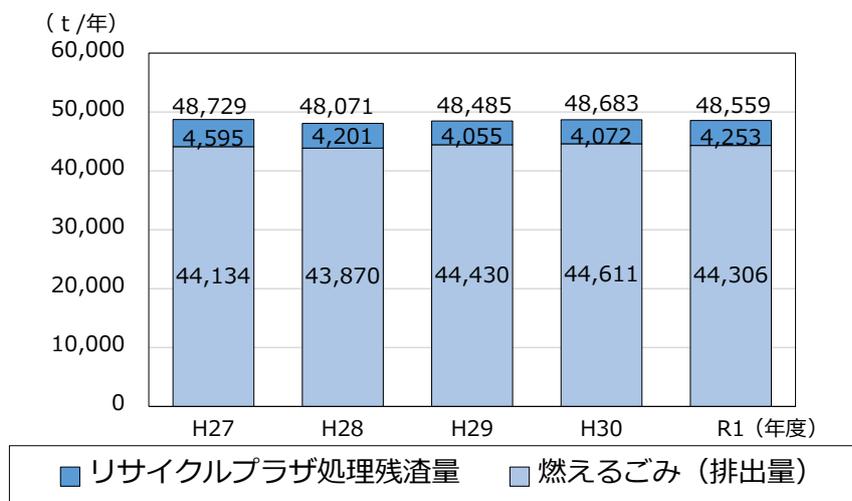


図 2-6 焼却（溶融）施設における処理量の推移

### (5) リサイクルの実績

平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度の再生利用量の実績を表 2-8 と図 2-7 に示します。

現在、資源物の分別収集、前処理施設における選別、有価物の団体回収、焼却(熔融)施設から排出されるスラグ(ごみの焼却灰等を 1200℃以上の高温で熔融して生成されるガラス状の固化物)・メタル(熔融炉の中で 1,700 度~1,800 度の高い温度で溶かされた金属固化物)の回収により再資源化を行っています。

令和元(2019)年度の再生利用率は、平成 27(2015)年度 24.8%から 1.7 ポイント減少した 23.1%となっています。

再生利用量は、いずれの項目も平成 27(2015)年度の実績と比較すると減少していますが、中でも有価物団体回収量の減少率が大きく、平成 27 年(2015)度実績から 20%以上、680 トン減少しています。

表 2-8 再生利用量の実績

	単位	実績				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
選別資源量	t/年	4,832	4,706	4,677	4,753	4,695
有価物団体回収量	t/年	2,897	2,677	2,486	2,311	2,217
スラグ・メタル	t/年	6,241	5,213	6,754	5,872	5,880
再生利用量合計	t/年	13,970	12,596	13,917	12,936	12,792
ごみ総排出量	t/年	56,409	55,405	55,609	55,709	55,447
再生利用率	—	24.8%	22.7%	25.0%	23.2%	23.1%

※再生利用率：(選別資源量+有価物団体回収量+スラグ・メタル)/ごみ総排出量×100

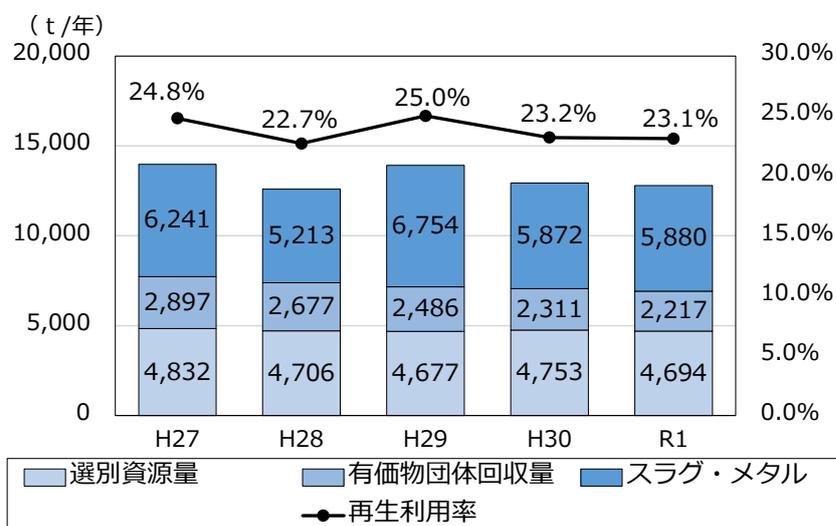


図 2-7 再生利用量と再生利用率の推移

(6) 最終処分量の実績

平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度の最終処分量及び最終処分率の実績を表 2-9 と図 2-8 に示します。

現清掃工場では、最終処分量は年間 1,500 トン程度で推移しています。また、令和元(2019)年度の最終処分率は 2.7%となっています。

過去 5 年間の推移は、最終処分量及び最終処分率ともに、ほぼ横ばいで推移しています。

表 2-9 最終処分量及び最終処分率の実績

	単位	実績				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
処分量	t/年	1,660	1,551	1,581	1,529	1,471
最終処分率	—	2.9%	2.8%	2.8%	2.7%	2.7%

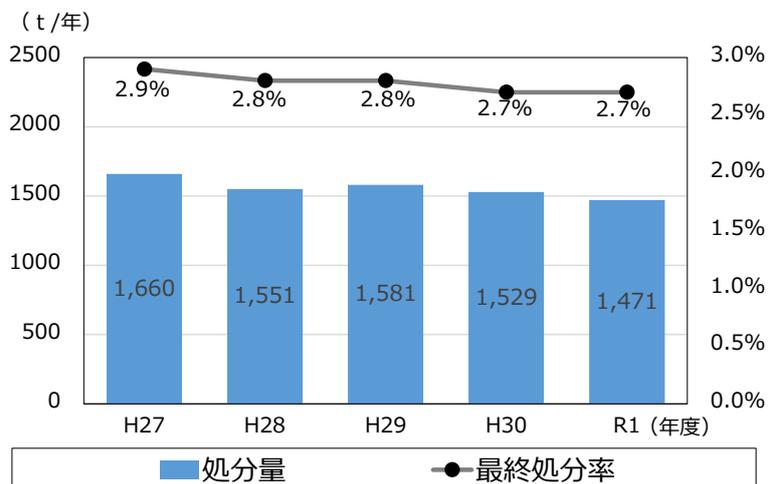


図 2-8 最終処分量と最終処分率の推移

(7) ごみ質

平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度の燃えるごみ(クリーンセンターのごみピットからサンプリングし、家庭系ごみ、事業系ごみを含む)の乾燥重量による法定の組成実績を表2-10と図2-9に示します。

令和元(2019)年度における燃えるごみの組成は、紙・布が約 50%、続いてプラスチック類が約 33%、厨芥類(台所などから出る野菜のくずや食べ物の残りなど)が約 10%となっています。各組成は年度ごとに変動していますが、厨芥類は減少傾向を示しています。

表2-10 燃えるごみの組成

	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
紙・布	%	49.8	53.2	41.4	46.9	48.6
プラスチック類	%	28.9	24.8	34.4	30.6	33.2
木・竹・わら類	%	4.6	3.3	5.6	5.8	4.9
厨芥類	%	13.0	12.3	12.2	11.2	10.4
不燃物類	%	1.1	1.3	4.1	3.6	1.5
その他	%	2.7	5.1	2.3	1.9	1.4
合計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
低位発熱量(実測値)	kJ/kg	11,893	9,763	10,230	11,213	10,478

※組成割合は「昭和 52 年 11 月環整第 96 号の別紙 2 に定める方法」による乾燥重量割合

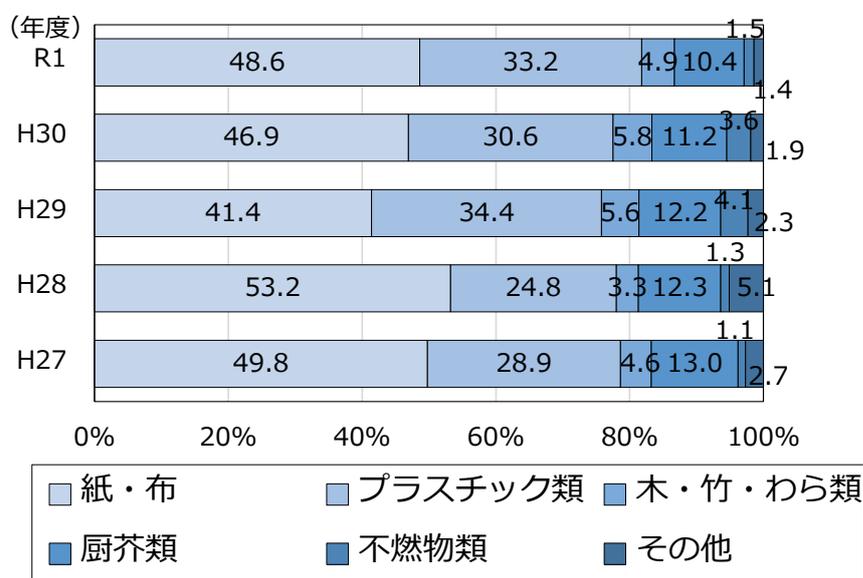


図2-9 燃えるごみの組成の推移

## 2 資源物収集及び啓発事業

### (1) 資源物回収

ごみ集積所における家庭系の資源物回収として、①ビン・缶、②新聞・チラシ、③雑誌・雑がみ、④段ボール、⑤飲料用紙パック、⑥古着類、⑦ペットボトルに分別し、週1回の収集を行っています。また、公民館等の拠点にて、⑧食品用白色発泡トレイを回収しています。

平成27(2015)年度から令和元(2019)年度の資源物回収実績を表2-11と図2-10に示します。

資源物回収量は年間5,000トン程度で推移しています。

品目別には「ビン・缶」が30%程度を占めていますが、回収量は年々減少しています。

図2-11に示すように、ここ10年の容器別飲料の生産量を見ると、ペットボトル詰飲料以外は横ばいか減少傾向を示しています。ビン・缶、ペットボトルの排出由来を踏まえると、ビン・缶の回収量の減少は必然的な結果と考えられます。

表 2-11 資源物回収量の実績

			実績				
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
資源物回収量	ビン・缶	t/年	1,642	1,616	1,565	1,541	1,518
	新聞・チラシ	t/年	733	645	617	581	513
	雑誌・雑紙	t/年	930	870	899	925	977
	段ボール	t/年	1,060	1,077	1,084	1,114	1,160
	飲料用紙パック	t/年	15	16	17	16	17
	古着類	t/年	156	140	145	146	157
	ペットボトル	t/年	576	585	591	635	653
	白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0
	小計	t/年	5,112	4,949	4,917	4,958	4,995

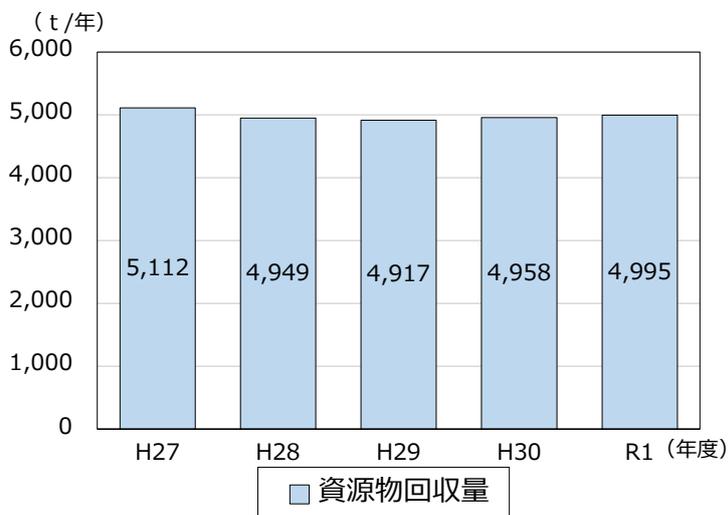
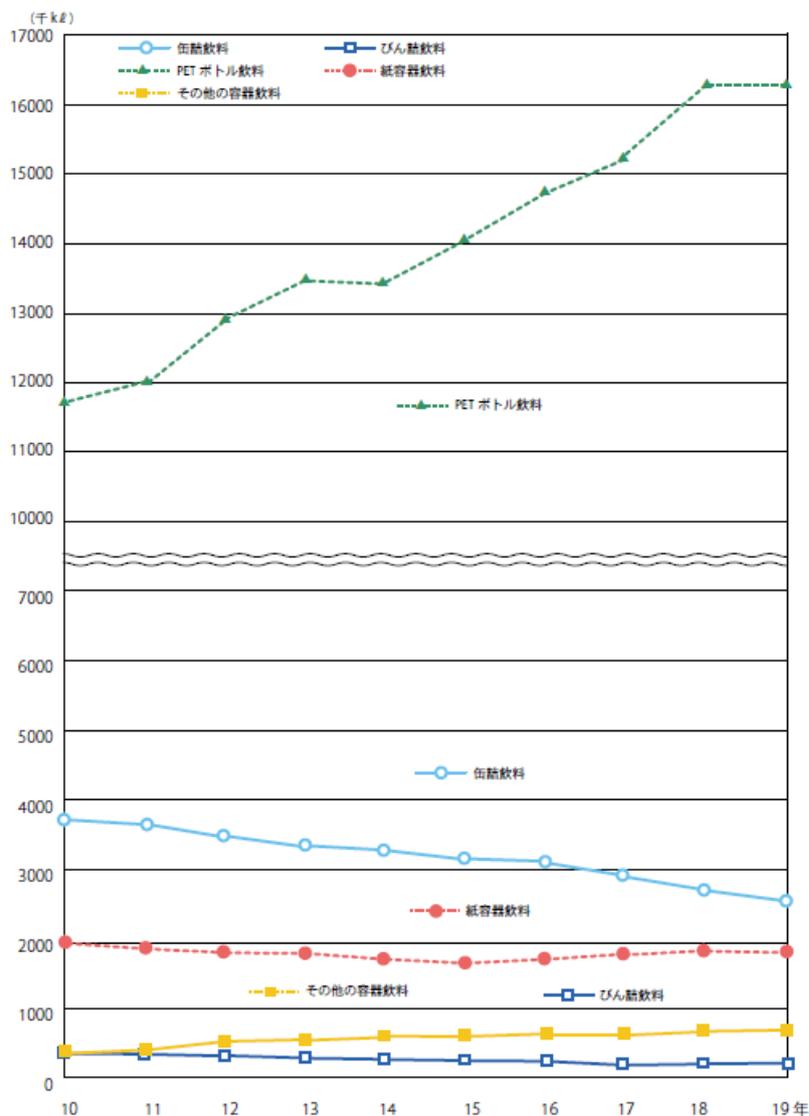


図 2-10 資源物回収量の推移

## ■ 容器別生産量推移（2010年～2019年）

2019年PETボトルはほぼ前年並みで推移しました。



出典：一般社団法人 全国清涼飲料水連合会 統計資料

図 2-11 容器別飲料生産量の推移

## (2) 有価物回収運動奨励事業

町会・自治会、PTA等の登録団体が回収した「有価物」に対し、奨励金(4円/kg)を支給する制度で、①雑ビン、②再利用ビン、③カレット、④アルミ缶、⑤スチール缶、⑥新聞・チラシ、⑦雑誌・雑がみ、⑧飲用紙パック、⑨段ボール、⑩古着類を回収しています。

平成27(2015)年度から令和元(2019)年度の有価物回収量の実績を表2-12と図2-12に示します。

有価物団体回収量は年々減少傾向にあります。この集団回収量の減少傾向は、本市に限らず、全国的な傾向です(図2-13)。有価物回収量の減少は、行政による資源物回収の定着と、集団回収を主に担っている自治会等の地域内の住民の高齢化、児童数の減少等の社会構造の変化が要因として考えられます。

表2-12 有価物回収量の実績

			実績				
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
有価物 団体 回収量	雑ビン	t/年	0	0	0	0	0
	再利用ビン	t/年	6	6	5	4	4
	カレット	t/年	61	60	62	61	53
	アルミ缶	t/年	38	37	36	34	34
	スチール缶	t/年	13	12	12	12	11
	新聞・チラシ	t/年	1,284	1,108	973	860	747
	雑誌・雑紙	t/年	638	595	558	526	550
	飲料用紙パック	t/年	23	23	20	17	16
	段ボール	t/年	713	730	716	695	700
	古着類	t/年	121	106	105	100	103
	小計	t/年	2,897	2,677	2,486	2,311	2,217

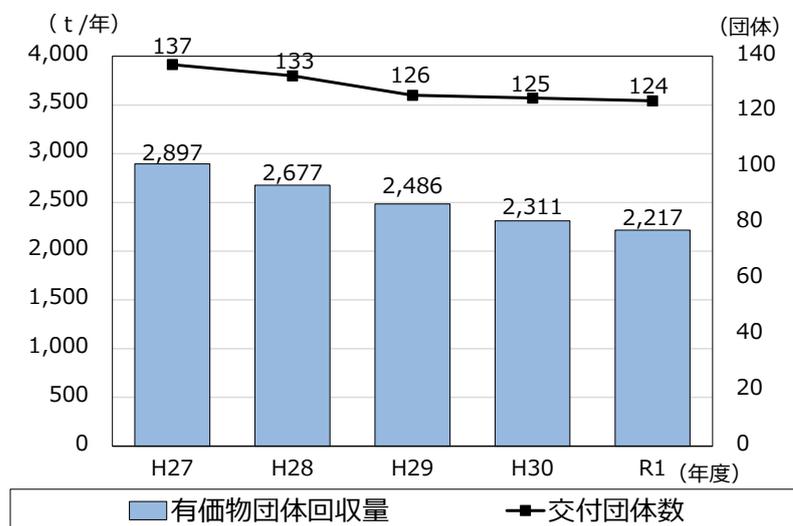


図2-12 有価物回収量と交付団体数の推移

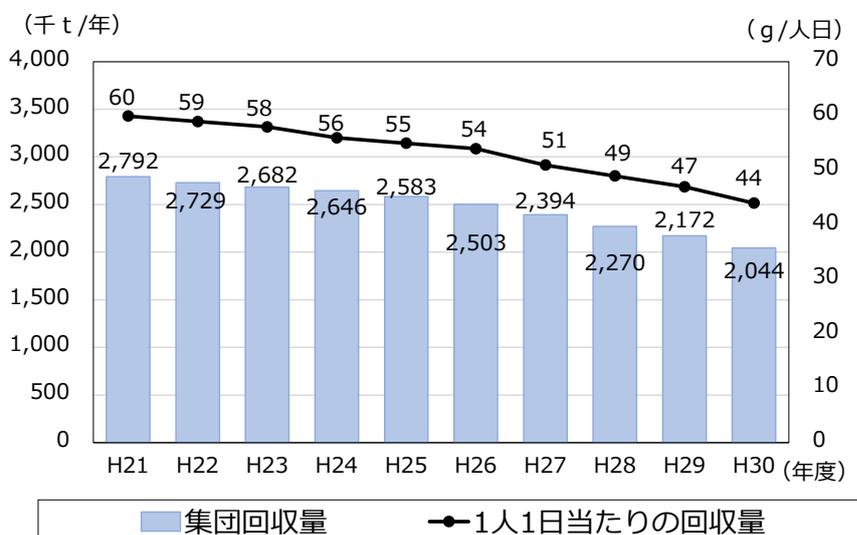


図2-13 全国の集団回収量の推移

### (3) リサイクルプラザ啓発事業

リサイクルプラザではリサイクルについての様々な啓発事業を実施しています。

啓発事業の実績を表 2-13 に示します。

令和元(2019)年度は、約 7,700 人がリサイクルプラザを見学し、約 470 人が利用しました。

また、リサイクルプラザでは、体験教室を行っています。

なお、リサイクル品情報の登録(リサイクル品情報の登録ゆずります、サービス登録件数ゆずってください)は、平成 29(2017)年度で、再生品の販売・提供は、令和2年度で終了しました。

表 2-13 リサイクルプラザ啓発事業

		単位	実績				
			H27	H28	H29	H30	R1
リサイクルプラザ 見学	見学者	人	7,746	7,941	8,257	8,943	7,708
	利用者	人	288	345	528	452	472
再生品販売数		点	1,460	1,581	1,593	1,660	1,287
再生品提供数		点	69	88	140	66	109
体験教室	開催数	回	23	22	22	24	22
	参加者	人	300	215	253	282	234
リサイクル品情報ゆずります		件	51	15	21	—	—
サービス登録件数ゆずってください		件	9	9	8	—	—

※「リサイクル品情報ゆずります・ゆずってください」平成 29(2017)年度で事業終了

### (4) ごみゼロ運動

「ごみゼロ運動」は、道路・公園等の公共の場所に散乱した空き缶・空きビン・たばこの吸い殻、紙くず等の清掃を市内全域で実施するものです。

実施にあたっては、習志野市をきれいにする会が主体となり、町会・自治会などと連携をとっており、令和元(2019)年度においては約 24,700 人がごみゼロ運動に参加し、約 20 トンのごみを収集しました(表 2-14)。

表 2-14 ごみゼロ運動の参加者

	単位	実績				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
参加者	人	26,388	23,164	27,410	25,616	24,713
収集量	kg	19,362	22,811	18,975	20,191	18,908

### 3 ごみ処理経費の実績

1年間にかかるごみ処理経費の実績を表 2-15 と図 2-14 に示します。

令和元(2019)年度は約 28 億 4,300 万円となっています。

ごみや資源物などの収集や処理には、多くの経費がかかります。清掃工場の老朽化に伴う工事により、ごみの処理経費は一時的に増加することもありましたが、近年は減少傾向にあります。令和元(2019)年度は、前年度に比べて清掃工場の定期整備に経費がかかったことや設備の更新を実施したことから、処理経費も増加しています。

表 2-15 ごみ処理経費の実績(年間経費)

	単位	実績				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
計画収集人口	人	169,367	171,876	172,389	173,268	173,939
ごみ処理量	t	56,409	55,405	55,608	55,709	55,447
	脱水汚泥	t	3,911	3,856	3,906	4,028
ごみ処理量合計	t	60,320	59,261	59,514	59,737	59,442
ごみ処理経費	千円	3,233,348	2,866,972	2,702,498	2,692,746	2,843,449
1人あたりの処理経費	円/人	19,091	16,680	15,677	15,541	16,347
1tあたりの処理経費	円/t	53,603	48,379	45,409	45,077	47,836

※ごみ処理経費は、決算事項別明細書より清掃総務費(し尿処理に係る経費は除く)及び塵芥(じんかい)処理費を合計した額(人件費は職員数で案分して算出)

※出典:習志野市環境基本計画年次報告書(環境白書) 令和2(2020)年版

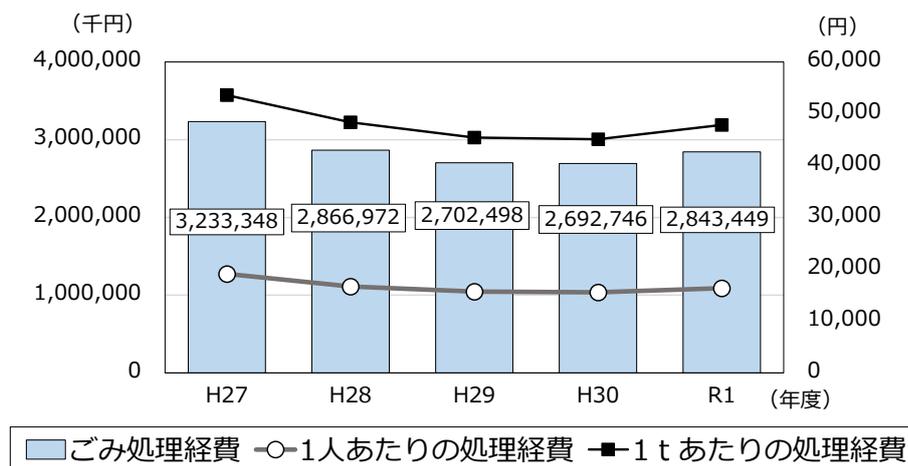


図 2-14 ごみ処理経費の推移

## 4 ごみ処理の現状と課題

### (1) 発生抑制

#### ① 現状

本市では発生抑制の施策として、①大型店、スーパー等に対するリサイクル運動の働きかけ、②事業系ごみの手数料の適正化に継続的に取り組んでいます。

具体的には広報紙での啓発や3Rに関するポスター掲出、大型店に協力いただき、店内放送での啓発等を行いました。

#### ② 課題・問題点

本市の家庭から排出される燃えるごみを対象に実施している細組成調査結果を図2-15に示します。市民の排出実態に近い湿重量割合から見ると紙製容器包装、プラスチック製容器包装、チラシ、書籍等の紙類や厨芥類など発生抑制・資源化が可能な品目が含まれています。

特に厨芥類は燃えるごみの約31%を占めています。

厨芥類の削減は「廃棄物の削減」という効果に加え、食品ロス削減は国際的に重要な課題となっていることから、今後、さらに取組の強化が必要です。

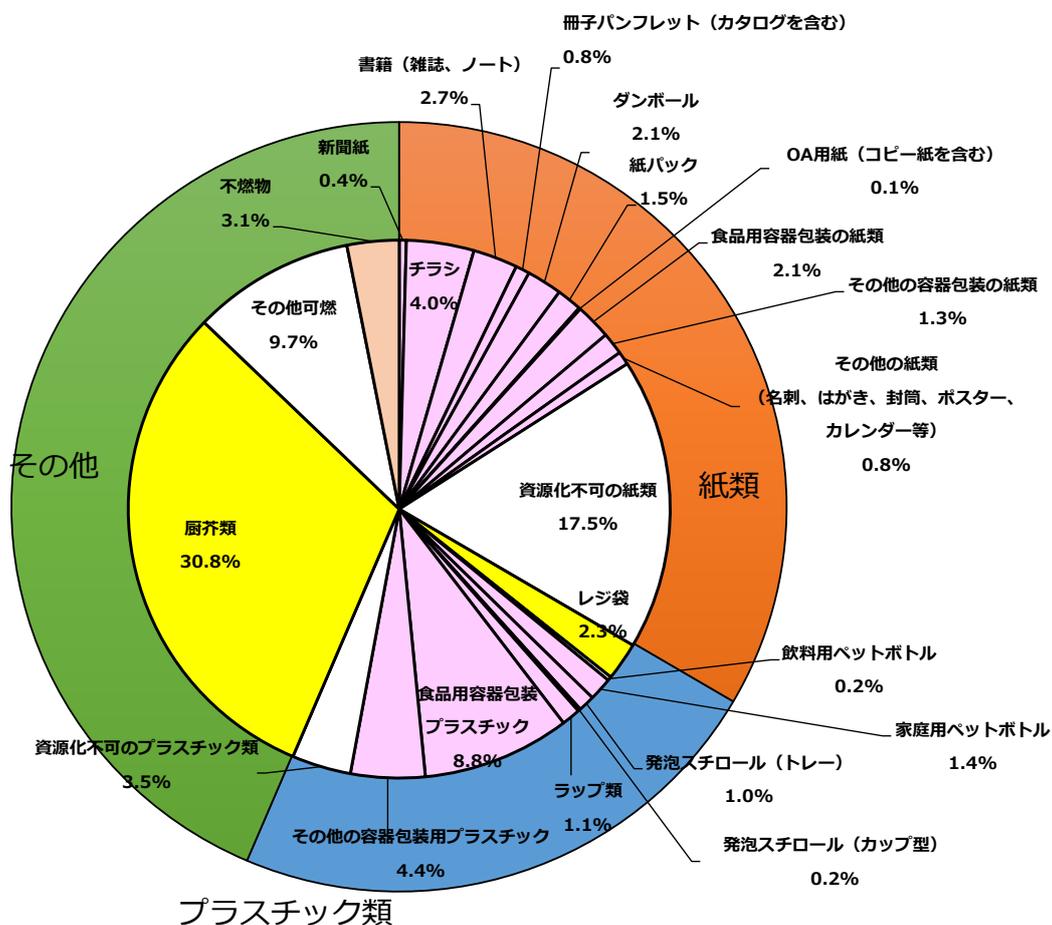


図 2-15 燃えるごみの細組成調査結果(令和元年(2019)年度調査)

(2) 分別

① 現状

本市ではごみの分別方法として、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「粗大ごみ」、「有害ごみ(蛍光灯・水銀体温計、乾電池、カセット式ガスボンベ、スプレー缶・ライター、アスベストを含む家庭用品)」、「資源物(ビン・缶、ペットボトル、古紙(新聞・チラシ、段ボール、雑誌・雑がみ、飲料用紙パック)、古着類)」の5種類に分類しています。

その他、食品用白色発泡トレイは公民館等の拠点で回収を行っています。

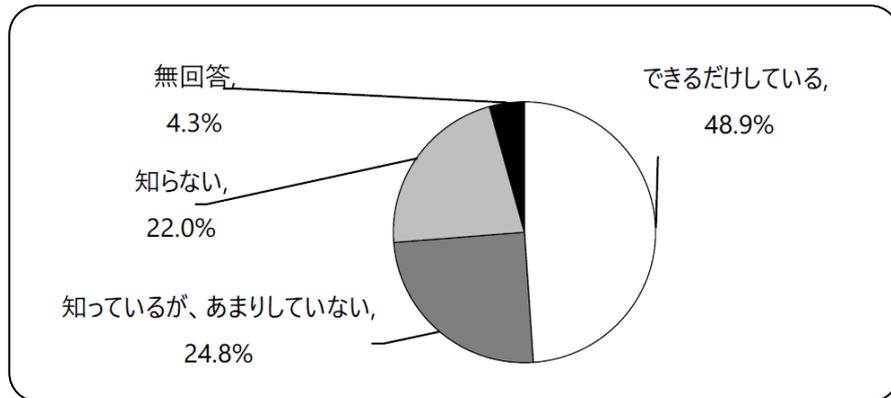


図2-16 「習志野市の雑がみ分別への行動について」のアンケート調査結果 (令和元(2019)年11月実施)

**家庭ごみの分別一覽**

① 分別方法を守り、地区ごとに決められた収集日に従ってお出ください。 ② 地域で決められたごみ集積所にお出ください。 ③ 収集日の夜明けから、朝8時までにお出ください。 ④ ごみ出しの際には、しっかりと袋の口をしぼってください。 ⑤ たて、よこ、高さのいずれか一辺が50cm以上2m以下のものは粗大ごみです。50cm未満でも、45Lのごみ袋に入れて、口がしぼれないものは粗大ごみです。(P.8参照) ⑥ 台風・積雪・災害時は、やむを得ず収集を中止する場合があります。

ごみ集積所の管理は利用者の責任で行ってください。集積所の整理に関するお問い合わせ先は、管理係(町会など)となります。

最終のごみ分別表を市のホームページに掲載しています。

燃えるごみ	燃えないごみ	資源物	有害ごみ
週3回 市指定のごみ袋又は透明・半透明の袋でお出ください	月2回 市指定のごみ袋又は透明・半透明の袋でお出ください	週1回 資源物は、品目により収集時間が異なります。残っている物があっても他の物を出さないでください。また、品目が混ざらないように分けてお出ください。	月1回 品目別に透明・半透明の袋でお出ください
生ごみ、ペットボトル、食品容器、古紙や古布にしみこませる洗濯剤で固めてください。ガソリン・灯油等の揮発油は不可(※参照)。	金属類、刃物類、ガラス・陶磁器類、家庭電気製品類、その他	ビン(飲食用)、アルミ缶・スチール缶(飲食用)、ペットボトル(※表示があるもの)、古紙(新聞・チラシ)、段ボール、雑誌・雑がみ、飲料用紙パック(牛乳パックなど)	蛍光灯・水銀体温計・水銀血圧計、カセット式ガスボンベ・スプレー缶、ライター、アスベストを含む家庭用品
粗大ごみ			

図2-17 家庭ごみの分別一覽(令和元(2019)年度版)

## ② 課題・問題点

(1)で示した図 2-15 のごみ細組成調査の結果では、紙類が約50%を占めており、この減量に向けた取組が必要です。本市では、ティッシュやお菓子の箱、印刷されたプリント等を雑がみとして分別するよう啓発し、雑がみ保管袋の配布などの取組を行っています。

## (3) 排出

### ① 現状

本市の平成 27(2015)年度と令和元(2019)年度のごみ排出量を比較すると、約 1千トン(約 2%)減少しており、令和元(2019)年度の 1人1日あたりのごみ総排出量は 871gとなっています(表 2-16)。

近隣市におけるごみ排出量の傾向は平成26年度の実績と比較すると、人口増加に対してごみ総排出量は減少し、それ以上に 1人1日あたりのごみ総排出量が減少しています(表 2-17)。

この傾向は近隣市全体で同様です。

表 2-16 ごみ排出量の実績(再掲)

		単位	実績				
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
a	計画収集人口(常住人口)	人	169,367	171,876	172,389	173,268	173,939
ごみ総排出量	b 家庭系ごみ排出量計	t/年	38,192	37,669	37,525	37,703	37,858
	c 事業系ごみ排出量計	t/年	15,320	15,059	15,598	15,696	15,372
	d ごみ排出量計(b+c)	t/年	53,512	52,728	53,123	53,399	53,230
	e 有価物団体回収量	t/年	2,897	2,677	2,486	2,311	2,217
	f ごみ総排出量(d+e)	t/年	56,409	55,405	55,609	55,710	55,447
g	1人1日あたりの家庭系ごみ量(b/a/365(or366))	g/人日	616	600	596	596	595
h	1人1日あたりの総ごみ排出量(f/a/365(or366))	g/人日	910	883	884	881	871

表 2-17 近隣市のごみ総排出量の状況

	H30年度			H26年度		
	年度末人口	ごみ総排出量	原単位	年度末人口	ごみ総排出量	原単位
	(人)	(t)	(g/人日)	(人)	(t)	(g/人日)
	[H26=100]	[H26=100]	[H26=100]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
習志野市	173,268	55,710	881	168,224	56,877	926
	[103.0]	[97.9]	[95.1]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
千葉市	978,158	352,981	989	966,817	369,129	1,046
	[101.2]	[95.6]	[94.6]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
市川市	494,161	137,153	760	474,291	142,656	824
	[104.2]	[96.1]	[92.2]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
船橋市	636,736	204,727	881	621,069	208,387	919
	[102.5]	[98.2]	[95.9]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
八千代市	197,154	55,209	767	194,438	56,848	801
	[101.4]	[97.1]	[95.8]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
佐倉市	171,103	51,397	823	171,609	53,342	852
	[99.7]	[96.4]	[96.6]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
流山市	191,403	59,339	849	173,231	56,620	895
	[110.5]	[104.8]	[94.9]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
浦安市	170,485	62,340	1,002	164,053	63,579	1,062
	[103.9]	[98.1]	[94.4]	[100.0]	[100.0]	[100.0]
千葉県全体	6,267,517	2,064,300	902	6,198,470	2,136,263	944
	[101.1]	[96.6]	[95.6]	[100.0]	[100.0]	[100.0]

出典：ごみ総排出量：各年度 一般廃棄物処理実態調査結果

出典：年度末人口：千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

## ② 課題・問題点

ごみの排出量が減少することにより、中間処理費の削減、中間処理施設の延命、最終処分量の減少など、ごみ処理全般において様々なメリットが発生します。

平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度の 5 年間で、本市の人口は 2.6%増加している中、ごみの総排出量は約 2%、1 人 1 日あたりのごみ総排出量は約 4%減少しています。

本市では令和 6(2024)年度頃までは人口の増加が予想されており、1 人 1 日あたりのごみ排出量が減少しても、市全体のごみ排出量の削減傾向は鈍化していくことが見込まれます。

今後ごみ排出量の削減のための取組を継続的に行い、さらにごみ排出量を低減させていく必要があります。

## (4) 排出ルールについて

### ① 現状

適正なごみの分別や集積所の管理等については、排出者である市民の皆様が取り組んでいますが、“ルールどおりの分別がなされていない”、“収集時間を守らない”、“収集日を守らない”など、基本的なルールを守れない方がいます。

また、それらが原因で、カラスなどがごみを散乱し、集積所の清潔さが損なわれてしまっています。

## ② 課題・問題点

分別・排出のルールについては、これまでもパンフレットの配布や市ホームページに、ごみの出し方 50 音別分類表を掲載するなどの取組を行ってきましたが、排出ルールの周知継続が必要と考えます。

また、幼少期から適正なごみの分別などについて、教育が必要であると考えます。

## (5) 収集・運搬

### ① 現状

家庭系ごみのうち、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「有害ごみ」、「資源物」は集積所方式で収集を行っています。ごみ集積所は利用者の責任で管理し、清掃等が行われています。

「粗大ごみ」は、申し込みによる有料戸別収集及びクリーンセンターへの持ち込みを受け入れており、食品用白色発泡トレイは、公民館等にて拠点回収を行っています。

ごみの出し方については、燃えるごみ、燃えないごみは市指定のごみ袋の他、透明・半透明の袋でも収集を行っています。

有害ごみや資源物については、透明・半透明の袋や紐でしばって出していただいています。

また、平成 18(2006)年度から、一部の地域においてペットボトル、飲料用缶の専用ネット袋による分別収集を開始し、現在に至っており、令和 3(2021)年 6 月現在、集積所は 236 カ所(全集積所の 6%)にとどまっています。

近隣市の状況を見ると、ほとんどが本市と同様に集積所方式及び拠点回収で収集を行っていますが、浦安市では燃やせるごみ・燃やせないごみ・紙類・有害ごみ・粗大ごみの戸別収集を導入しています。

ごみの出し方については、近隣市の多くは指定袋等を採用していますが、八千代市はさらに指定袋代金の一部にごみ処理費用が含まれる、いわゆるごみ処理の受益者負担を導入しています(表 2-18)。

表 2-18 近隣市のごみ収集・運搬状況

	収集方式		ごみ処理手数料有料化		
	可燃ごみ	不燃ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	備考
千葉市	ステーション方式	ステーション方式	○	○	H26.2開始 36円/45L袋
市川市	ステーション方式	ステーション方式	—	—	—
船橋市	ステーション方式	ステーション方式	—	—	—
八千代市	ステーション方式	ステーション方式	○	○	H12.7開始 24円/40L袋
佐倉市	ステーション方式	ステーション方式	—	—	—
流山市	ステーション方式	ステーション方式	—	—	—
浦安市	各戸方式	各戸方式	—	—	—

出典:平成 30 年度実績 環境省一般廃棄物処実態調査結果(ごみ処理体制)

## ② 課題・問題点

収集体制や収集後の処理の再整理、収集車の再配置、ストックヤード(分別収集により回収した資源ごみを搬出するまでの間に保管する倉庫等)・現状でペットボトルとビン・缶の2つ設けている処理ラインの再整備など様々な課題があります。

集積所におけるごみの収集方法は、排出する市民と収集業者がわかりやすいよう、全市で統一することが求められています。

次いで、家庭系ごみ処理の受益者負担制度を導入した場合、収集方式や収集回数などを検討し、見直す場合があります。

さらに、本市は図 2-18 に示すように、総人口に占める 65 歳以上の人口の割合がすでに 21% を超え、超高齢社会となっており、集積所までごみを運ぶことが困難となる世帯が今後さらに増えることが想定されます。

本市ではごみを集積所まで出すことが困難な高齢者及び障がい者に対し、戸口収集支援事業を実施しておりますが、今後、将来の人口推計を見据えながら、ごみ集積所のあり方やごみの収集方法について検討し、より効率的な収集・運搬体制の構築に取り組むことも必要です。

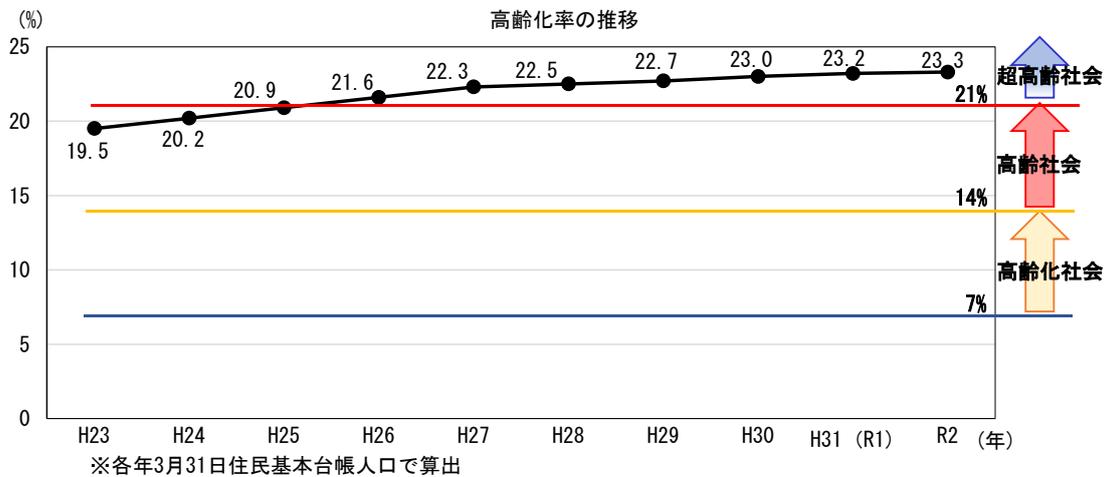
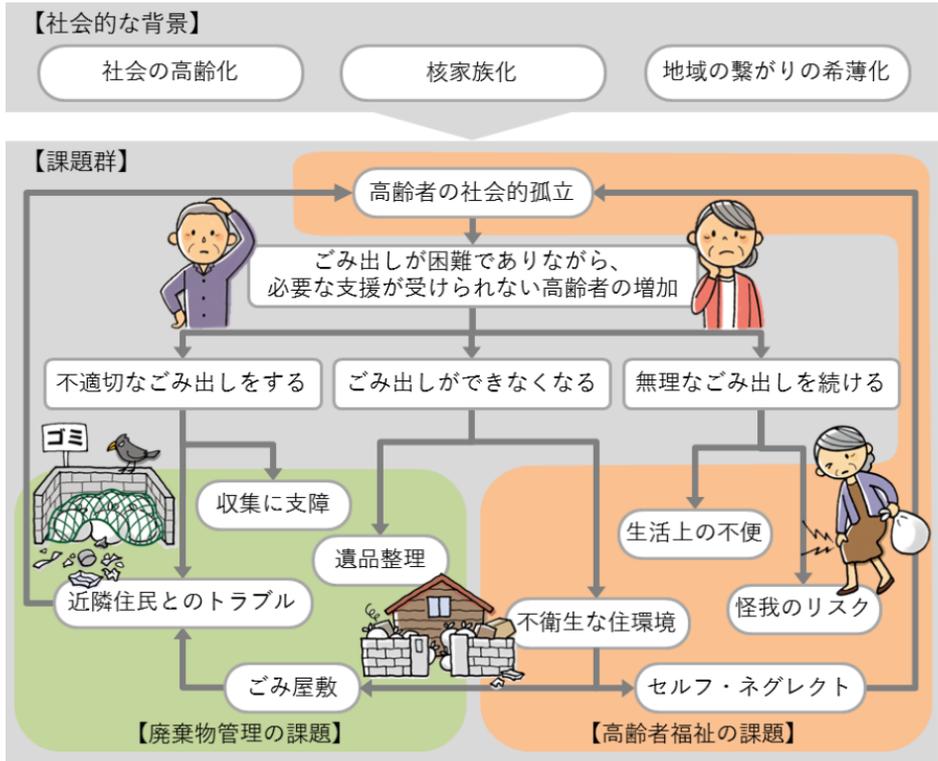
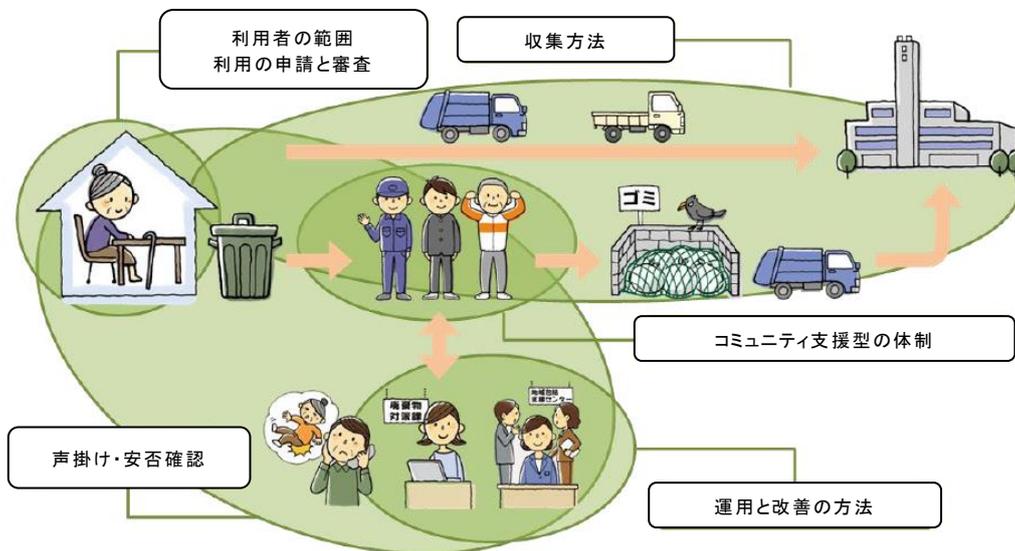


図 2-18 高齢化率の推移



出典：高齢者ごみ出し支援ガイドブック H29.5 国立環境研究所

図2-19 高齢者のごみ出しを巡る課題



出典：高齢者ごみ出し支援ガイドブック H29.5 国立環境研究所 加工

図2-20 ごみ出し支援制度として検討すべきこと

## (6) 中間処理

### 1) 焼却（溶融）処理

#### ① 現状

燃えるごみや中間処理で発生する処理残渣等については、芝園清掃工場（直接溶融処理施設）で焼却（溶融）処理をしています。工場では、処理に伴って発生する熱を電気、冷暖房、給湯などに利用するほか、焼却（溶融）処理の過程で生成されるスラグ・メタルの再資源化を行っています。

芝園清掃工場には 1 日あたり 73 トンの処理能力のある炉が 3 つあり、その炉の令和元（2019）年度における稼働率は約 71%（（1 号炉 263 日+2 号炉 270 日+3 号炉 243 日）/366 日×3 炉）となっており、高稼働率で運転を継続しています。

このことから、施設の老朽化が進み、清掃工場の修理や点検の頻度が上がっています。仮に炉を止めて対応したときに、処理容量の余裕が持たなくなり、突発的なことに対して対応ができなくなる恐れがあります。

#### ② 課題・問題点

溶融処理施設は、高稼働率で運転している状況が続いており、長期間の点検・補修などが難しい状態となっています。

また、稼働にあたり、助燃材としてコークスを投入していますが、コークスの価格は依然として高騰し続けており、処理費用に占める助燃材費用の割合が高くなっています。

地球環境保全の観点からも、ごみの水分量を減少させる施策など様々な対応を検討し、可能な限りコークスの投入量を抑え、二酸化炭素発生量の抑制に取り組む必要があります。

溶融処理過程で発生するスラグについては、その全てを有価売却し再生利用していますが、今後も安定的にスラグを有価売却できるよう民間業者等と協力して、再生利用技術の開発やスラグ製品の活用先の確保に向け取り組む必要もあります。

また、当該施設は平成 14（2002）年 11 月に稼働 19 年が経過しており、老朽化が進んでおり、現在は計画的に予防保全を行っています。

今後は、環境省の循環型社会形成推進交付金等を活用しながら、清掃工場の更新に取り組んでいく必要があります。

## 2) リサイクル

### ① 現状

粗大ごみ、燃えないごみ、資源物、有害ごみについてはクリーンセンター内の前処理施設で、一部破碎した後に選別を行い、資源として再生利用しています。

また、焼却（熔融）施設で発生した、スラグ・メタルについても資源として再生利用しています。

これらの再生利用と有価物の団体回収による直接資源化を合わせた再生利用率は、令和元（2019）年度において 23.1%となっています。

なお、千葉県内の近隣市（千葉市、市川市、船橋市、八千代市、佐倉市、流山市、浦安市）の平成 30（2018）年度の再生利用率は 33.3%から 16.4%（令和 2（2020）年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果（平成 30（2018）年度実績））となっております。

### ② 課題・問題点

前処理施設の状況としては、近年、ビン・缶から軽量のペットボトルの使用量が増え、ペットボトルの貯留ピットの容量が不足してきています。

また、運ばれてきた資源物を処理するラインは、「ペットボトル」と「ビン・缶」の2ラインを設けていますが、資源の細分化を考えると不足している状況です。

国の施策や分別に係る費用対効果を勘案し、処理ラインの改修やストックヤードの整備等、資源の細分化に対応できるよう、継続した検討が必要です。

しかしながら、ストックヤードの整備にあたっては、クリーンセンター敷地内に残存している旧清掃工場の解体が必要です。

また、リサイクルプラザは平成 8（1996）年度から稼働し、令和 2（2020）年度現在で、稼働開始後約 25 年が経過しているため、今後、清掃工場の更新と併せて施設の更新に取り組んでいく必要があります。

今後は、これらの状況を総合的に捉え、国の動向と分別に係る費用対効果を勘案した上で、新たな施設等の整備の検討を進める必要があります。

## (7) 最終処分

### ① 現状

本市では平成14(2002)年11月の芝園清掃工場(直接熔融炉)の稼働に伴い、最終処分量が大きく減少しています。

平成27(2015)年度から令和元(2019)年度の5年間の最終処分量は約1,500トン程度で推移し、最終処分率は3.0%~2.7%と安定しています。

千葉県内の最終処分率は、近隣都市(船橋市、八千代市、佐倉市、流山市、浦安市)の平成30(2018)年度の実績は1.6%~12.7%、千葉県の平均が7.7%(環境省 システム評価平成30(2018)年度実績)となっており、本市は近隣市と比較して低い最終処分率を維持しています。

### ② 課題・問題点

最終処分については、他県へ運搬し処分している状況にあります。

そのため、今後も最終処分量の削減に努め、埋立量を減少させるとともに、東日本大震災後の状況変化を踏まえ、リスク分散の観点から、新たな最終処分場の確保も検討する必要があります。

また、東日本大震災後における放射性物質の対応として、当分の間、清掃工場から出る熔融飛灰(ようゆうひばい:熔融処理によって発生する「ばいじん」)等に対する放射性物質の含有調査を継続的に取り組んでいく必要もあります。

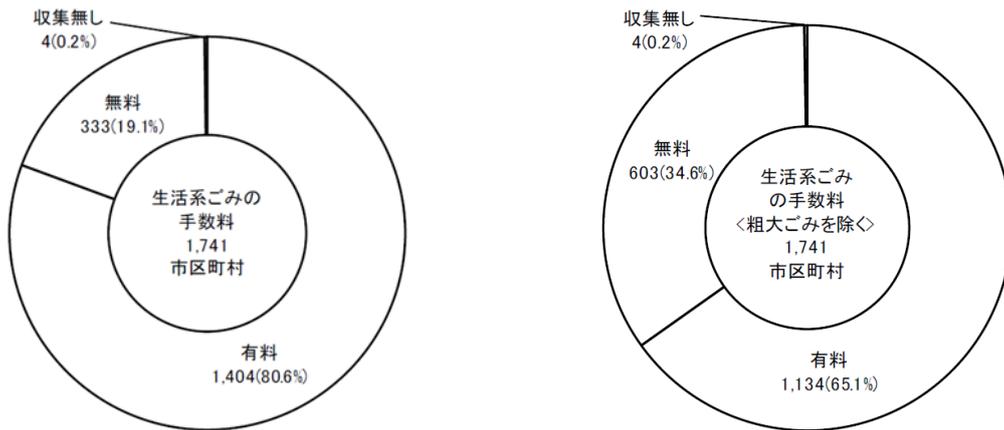
## (8) ごみ処理に対する有料化の導入

### ① 現状

廃棄物処理法の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」によると、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」と国全体の施策の方針が明確化されています。

平成30(2018)年度の全国のごみ処理に対する有料化の状況は環境省 一般廃棄物実態調査結果によると、生活系ごみの収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、1,741市区町村(平成29(2017)年度)のうち80.6%(1,404市区町村)です。

粗大ごみを除いた場合、収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、生活系ごみに関しては、65.1%(1,134市区町村)です(図 2-21)。



資料：日本の廃棄物処理 平成 30(2018)年度版／令和 2(2020)年 3月 環境省

図 2-21 ごみ処理に対する有料化の状況(生活系ごみ)

一方、千葉県では、54 市町村のうち、可燃ごみは約 67%にあたる 36 市町村が有料化しています(図 2-22)。全国の粗大ごみを除く有料化の場合の 65.1%と比較すると、千葉県内と全国の有料化の状況は同程度となっています。

可燃ごみについては、3 分の 2 の自治体でごみ処理に対する有料化を導入しています。

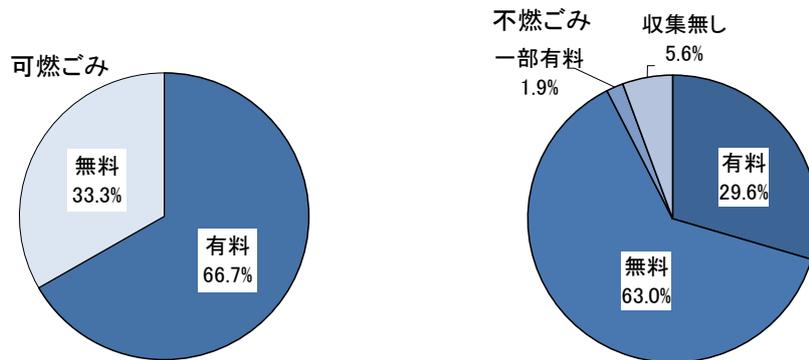


図 2-22 ごみ収集手数料の有料化の状況(千葉県内)

## ② 課題・問題点

本市では粗大ごみの有料化を導入しています。

しかし、その他の可燃ごみ等のごみ処理経費の受益者負担制度の導入について、これまでも課題に挙げられておりましたが、現在も導入には至っていません。

しかしながら、国の方針、本市の状況、千葉県内、国内の動向に鑑み、今後も、安定的に適正なごみ処理を継続していくこと、さらにごみの減量化を進めていくことの重要性から、ごみ処理に対する受益者負担制度について導入が必要です。

## 5 前一般廃棄物処理基本計画の数値目標の達成状況

### (1) 前計画の数値目標

平成24(2012)年5月策定の「習志野市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)(以下「前計画」という。)」の数値目標を表2-19に示します。

表 2-19 前計画の数値目標

	平成28年度	令和3年度 (平成33年度)
	(中間目標)	(最終目標)
1人1日あたりのごみ総排出量	931 g H22年度比5%削減	882 g H22年度比10%削減
再生利用率	30.0%以上	31.0%以上
最終処分量	1,499 t	1,416 t

### (2) 数値目標の達成状況

前計画における計画値の達成状況を表2-20に示します。

令和元(2019)年度の計画値と実績から、1人1日あたりのごみ総排出量及び最終処分量は目標値を達成していますが、再生利用率は達成を見込めません。

表 2-20 数値目標の達成状況

	平成22年度	平成28年度	令和元年度		令和3年度(平成33年度)		達成 状況
	(実績)	(計画値)	(計画値)	(実績)	(計画値)	(現状のまま推移 した場合の推計値)	
1人1日あたりのごみ総排出量	980 g	931 g	902g	871 g	882 g H22年度比10%削減	869 g	達成
再生利用率	28.0%	30.0%以上		23.1%	31.0%以上	22.8%	未達成
最終処分量	1,565 t	1,499 t		1,471 t	1,416 t	1,414 t	達成

### (3) 前計画の施策の評価

前計画の施策の取組状況の評価を表 2-21 に示します。

この取組状況の評価を本計画の施策に反映させます。

表 2-21 前計画施策の取組状況の評価

[評価判定]	○：事業を実施したもの
	△：施策を実施中のもの、検討中のもの、拡充が必要なもの
	×：見直しが必要なもの、事業を実施しなかったもの

施策		取組み状況	取組み	
市民・事業者・市が一体となった循環型社会の形成				
効果的な施策				
再生利用率の向上	家庭ごみ収集処理の有料化による研究等	○	・近隣市や先進市の情報収集。 ・「習志野市をきれいにする会」で、有料化について意見を聞き取り	
	ごみの分別種類の見直しと資源化の拡大の検討	○	H26年度に開始した使用済小型家電の拠点回収に係る周知	
	古紙の徹底分別	○	新たに雑がみ保管袋および雑がみ50音分類表を作成し、古紙の分別の方法について周知・啓発	
排出ルールの徹底	市指定ごみ袋の義務化	△	家庭ごみ収集処理の有料化などの研究と併せて、市指定ごみ袋の義務化について今後検討	
	ごみの分別、減量、資源化にかかる啓発の推進	○	・広報紙やホームページによる情報発信 ・「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」の全戸配布 ・環境美化推進員への講習会におけるごみの減量などにかかる啓発	
継続して取り組む施策				
減量化・資源化の推進	発生抑制	過剰包装の抑制	○	広報紙での啓発や3Rに関するポスター掲出
		大型店、スーパー等に対するリサイクル運動の働きかけ	○	大型店に協力いただき、店内放送での啓発
		事業系ごみの手数料の適正化	○	令和2年4月1日から改正する手数料の改正作業を行い、それに伴う周知
	再使用	イベントの開催支援	△	町会や自治会などが行う、環境美化活動への啓発物資の貸出しおよび提供
		リサイクルプラザでの再生・販売の推進	○	リサイクル可能な家具を再生加工し、販売
	再生利用	体験教室を通じた再生利用の推進	○	意識の高揚を図るため、実際にリサイクルの体験教室開催
		グリーン購入の推進	△	庁用品に環境負荷ができるだけ小さいものの購入を推進
	バイオマスエネルギーの検討	△	バイオマスエネルギーについての調査・研究等実施	
市民・事業者・市の三者協働	市民の役割	分別排出の徹底	○	・広報紙やホームページ、テレビ広報「なるほど習志野」などによる分別排出の啓発 ・適正な分別がされていない集積所の指導
		リサイクル活動の促進	○	リサイクル活動を推進するために、有価物を分別回収した登録団体に対し奨励金を交付
	事業者の役割	事業所における減量化対策	○	多量排出事業者に減量化・資源化計画書を提出とごみの減量化・資源化への取組み要請
		事業系ごみのリサイクル	△	・多量排出事業者に減量化・資源化計画書を提出とごみの減量化・資源化への取組み要請 ・中小企業者などへの啓発が今後の課題

施策		取り組み状況	取組み
市民・事業者・市が一体となった循環型社会の形成（続き）			
継続して取り組む施策（続き）			
市民・事業者・市の3者協働（続き）	市の役割	分別・ごみ減量・資源化にかかる啓発の推進	○ 分別・ごみ減量・資源化の周知・啓発を図るため、「家庭ごみの分け方・出し方ガイドブック」の全戸配布、ごみの出し方50音別分類表、地区別収集カレンダーをホームページに掲載
		ごみ減量・資源化の啓発	○ ・小学校4年生における工場見学受け入れ ・紙パックはがき作りなどのリサイクル体験教室開催
		有価物回収運動奨励金、補助の交付	○ 有価物を分別回収した登録団体に奨励金、回収事業者に対し補助金を交付
		庁内リサイクル活動の推進	○ コピー用紙・プリンタ用紙は裏紙や再生紙を使う等、ごみの減量化・リサイクルに取り組む実施
		環境美化活動にかかる地域との連携・支援	○ ・「習志野市をきれいにする会」を中心にごみゼロ運動を実施。連合町会などの協力により、市内各駅において、歩きタバコ・ポイ捨て防止キャンペーンを実施 ・市内の大学と協働して、喫煙マナー向上・ポイ捨て防止合同キャンペーン実施
		習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の見直し	○ 今後必要に応じて見直し実施
適正な処理の実施	収集・運搬	ごみ集積所の設置等に関する指導	○ 開発行為の事前協議などにおいて指導を行うとともに、集積所の新設・変更・廃止について協議
		集積所の適正な管理等に関する指導	○ ・適正な排出がされていない集積所に対して指導 ・不法投棄禁止看板を必要な集積所に配布
		効率的な自己搬入ごみの搬入者住所確認と分別排出指導	○ ・ごみの自己搬入の際に受付において、搬入者住所を確認 ・搬入ごみは、排出者に分別して廃棄することを指導
		環境負荷の低減	○ バッカー車などの車両を更新する際は、低公害車を導入を進める
		運搬許可業者への適正指導	○ 適正な収集・運搬が行われるよう、搬入時にごみ内容の検査実施と文書による周知・指導
	中間処理	クリーンセンターの効率的運営と情報提供	○ 芝園清掃工場およびリサイクルプラザ（前処理施設・再生施設）の適正な維持管理を実施と処理状況を環境白書などで公表
		スラグ・メタルのリサイクル	○ 溶融処理に伴い発生したスラグ・メタルを資源物として売却
		サーマルリサイクルの推進	○ ごみを焼却（溶融）する際に発生する熱エネルギーを利用して、電気を発電し、工場で使用するとともに、余った電力を売却
		リサイクルプラザの効率的な運営	○ 再生品の販売・提供、リサイクル体験教室を開催
		不燃物再選別による資源回収	○ リサイクルプラザにおいて再選別を行い、燃えないごみに含まれる資源を回収
		ストックヤードの整備	△ 循環型社会社会形成推進地域計画に位置付けているストックヤードの整備を検討
		災害時の廃棄物対策	○ 災害廃棄物の処理に関して、「習志野市災害廃棄物処理マニュアル」の内容を検証し、適正かつ円滑・迅速に処理するための方針を示した「習志野市災害廃棄物処理計画」をR2年1月策定
	最終処分	最終処分量の削減	○ スラグ・メタルの資源化を行うとともに、ごみの減量への取り組み実施
		最終処分地の確保	○ リスク分散のため、複数の最終処分場を確保

## 6 基本方針

### (1) 基本理念

本市では持続可能な循環型社会を構築し、市民・事業者・市が一体となって取り組むとともに、すべての主体がごみ処理に参加し、それぞれの役割を果たし、環境負荷のできる限り少ないごみ処理体系の実現を目指します。

## 持続可能な清掃行政をめざす10年計画

### (2) 基本方針

持続可能な循環型社会の構築を目指して、本計画では、以下に示す3つの基本方針を定めます。

本市における環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築には、従来の3R (Reduce (ごみ減量)、Reuse (再使用)、Recycle (再資源化)) を推進しつつも、脱炭素社会に向け、より環境への負荷が少ない2R (Reduce (ごみ減量)、Reuse (再使用)) 優先を明確にした施策の転換を図る必要があります。

また、廃棄物の減量その他、その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、廃棄物の排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進める観点から一般廃棄物処理の受益者負担を求めます。

#### **基本方針1:環境負荷の少ない循環型社会の構築**

2R 施策を拡充し、ごみを減らし、環境負荷の少ない循環型社会の構築を図ります。

#### **基本方針2:適正処理の推進**

廃棄物の安全・安定的な適正処理体制の更なる推進を図ります。

#### **基本方針3:ごみ処理に対する受益者負担の制度導入**

一般廃棄物処理に関して、排出量に応じた処理経費負担の公平化を、あらゆる角度から検証し、適正負担を求めます。

## 7 現状のまま推移した場合のごみ排出量の将来予測

### (1) 予測方法

ごみ排出量の将来予測はまずごみの排出量の抑制、再生利用を促進せず循環型社会形成に向けた改善を行わない場合（以下「現状のまま推移した場合」という。）のごみ排出量の予測を行い、次に家庭、事業所等においてごみ排出量の抑制、再生利用の促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみ排出量（以下「目標達成した場合」という。）を予測します（図 2-23）。

予測手法は、1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）を過去の実績からトレンド推計（一次式・二次式・対数式・べき乗式・指数式・ロジスティック式）などを用いて将来推計値を予測した上で、将来予測人口を乗じて排出量等を予測します。

次に家庭系ごみ、事業系ごみにおける排出抑制や、資源化の促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し、目標を達成した場合の排出量を推計します。

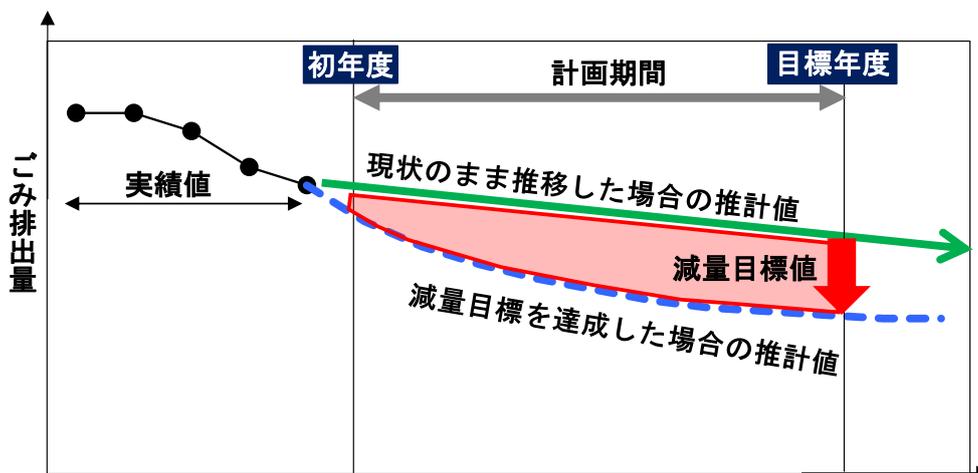


図 2-23 ごみ排出量予測方法のイメージ図

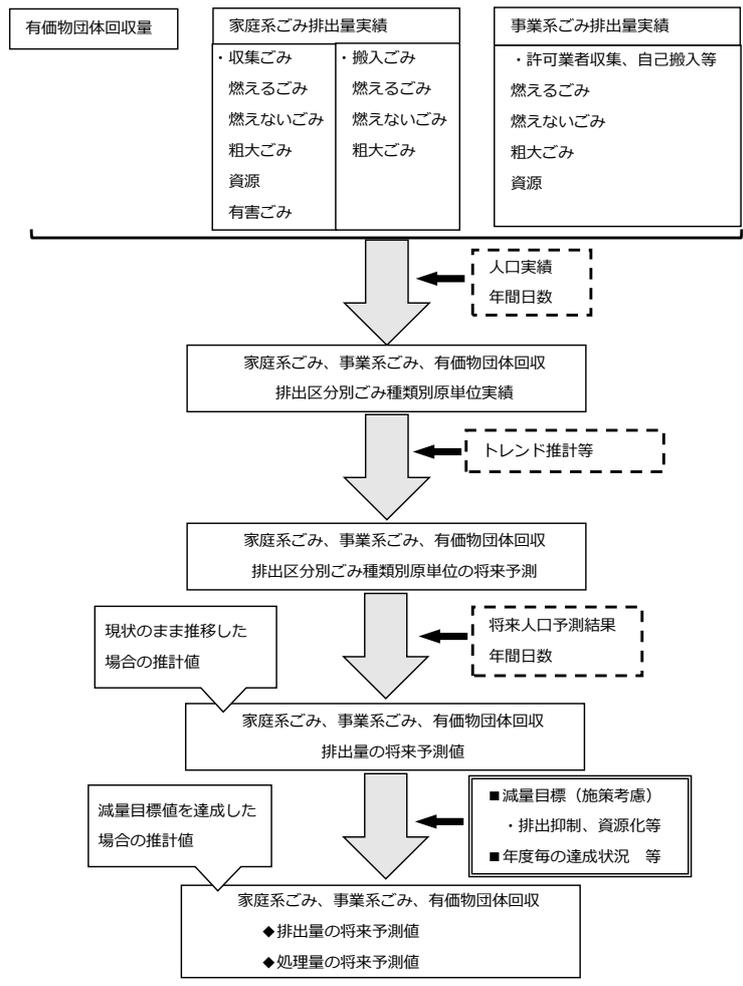


図 2-24 ごみ排出量及び処理量の予測方法

将来のごみ排出量は、表 2-22 に示す項目について、表 2-23 に示す 2 つの方法で推計した結果を比較し選定します。推計する項目は、排出形態（家庭系ごみ、事業系ごみ）別に推計します。

表 2-22 推計する項目

推計する項目	内容
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭から排出されるごみ区分別のごみにおける1人1日当たりの排出量を推計する。
1人1日当たりの事業系ごみ排出量	事業所から排出されるごみ区分別のごみにおける1人1日当たりの排出量を推計する。

表 2-23 推計の方法

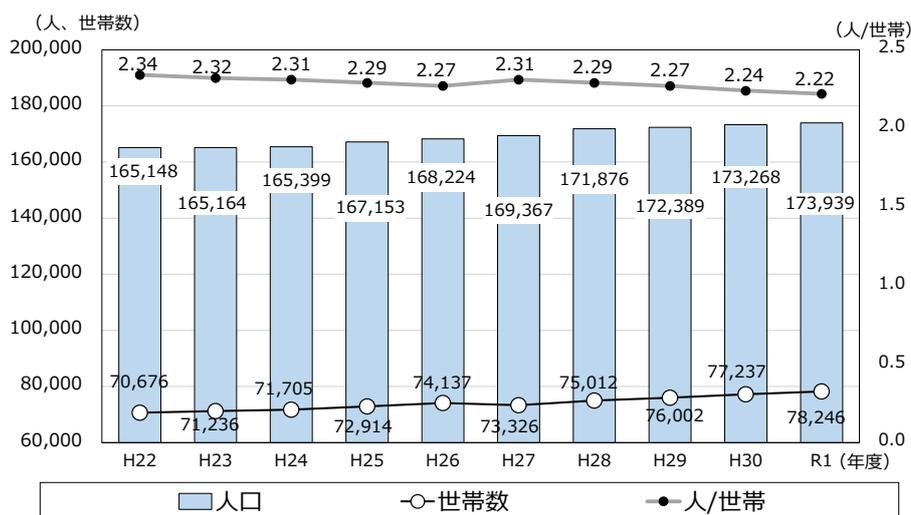
推計方法	内容
トレンド推計法	各項目の実績が今後も続くものとして、6種類のトレンド式を使用して推計する方法である。
直近（直近数年）の実績	現状のまま推移した場合のごみ排出量であるため、将来も直近令和元（2019）年度実績値が続くと仮定して推計する方法である。 例えば、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（g/人日）や事業系ごみ排出量を固定するものである。

## (2) 将来人口予測

### ① 人口実績

本市の人口推移を図 2-25 に示します。本市の人口は世帯数とともに、平成 22 (2010) 年度以降増加傾向にあります。

一方、1 世帯当たりの人員数は減少傾向にあり、令和元 (2019) 年度には人口約 174 千人、世帯数約 78 千世帯、1 世帯当たりの人員数は 2.22 人となっています。



出典：習志野市ホームページ 各年度末常住人口

図 2-25 人口推移

### ② 市による推計及びトレンド推計

「習志野市人口推計結果報告書 令和元 (2019) 年 6 月」における人口推計 (中位) 及び過去の実績からトレンド式で推計した結果を図 2-26 に示します。

なお、市の推計値は令和 2 (2020) 年度の実績との差を補正した補正值としています。

トレンド推計はいずれのトレンド式も良好な相関をもっており、令和 12 (2030) 年度には二次式が最大で約 19.2 万人、最少は対数式で約 17.6 万人となりました。

今回策定する一般廃棄物処理基本計画の計画期間から、令和 3 (2021) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 10 年間の推計値を見ると、トレンド式ではいずれも増加傾向にあり、市の推計が令和 7 (2025) 年度以降をピークとして減少傾向に転じるのとは異なる推計結果となっています。

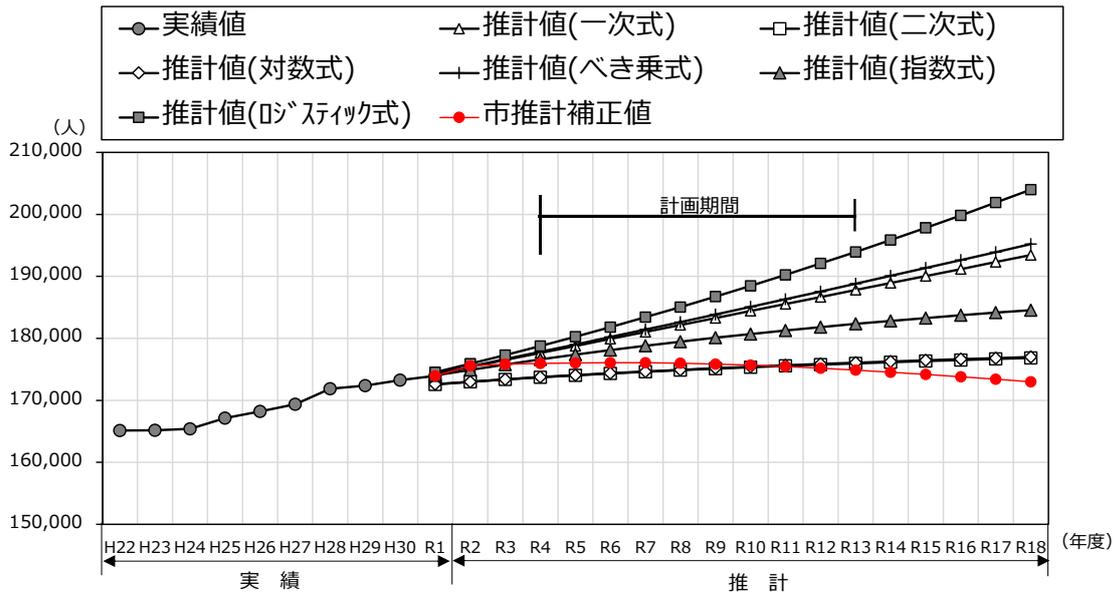


図 2-26 トレンド推計式等による将来人口推計

これらの推計結果から、将来人口推計として、このまま増加傾向が続くことは考えにくいことから、令和 7(2025)年度以降微減に転じる「市推計補正值」を採用します。

市推計補正值では、目標年度の令和 13(2031)年度の将来人口は 174,882 人となり、令和元(2019)年度実績より 943 人増加します(図 2-27、表 2-24)。

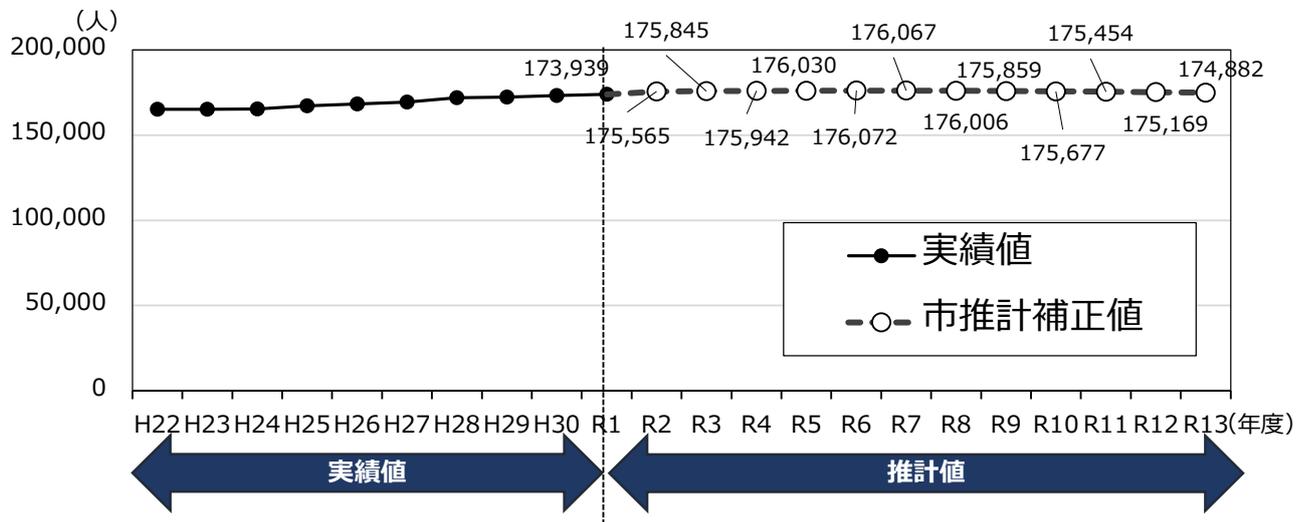


図 2-27 将来人口予測

表 2-24 将来人口予測

単位：人

年度		実績値	将来推計値	
実績	H22	165,148		
	H23	165,164		
	H24	165,399		
	H25	167,153		
	H26	168,224		
	H27	169,367		
	H28	171,876		
	H29	172,389		
	H30	173,268		
推計	R1	173,939		
	R2			175,565
	R3			175,845
	R4			175,942
	R5			176,030
	R6			176,072
	R7			176,067
	R8			176,006
	R9			175,859
	R10			175,677
	R11			175,454
	R12			175,169
	R13			174,882

(3) 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測結果

① 原単位の予測結果

家庭系ごみ、事業系ごみ、有価物団体回収量別に市民1人1日当たりの排出量(原単位)の予測を行いました。その結果を表 2-25 に示します。

表 2-25 現状のまま推移した場合のごみ排出量原単位の予測結果

単位：g/人日

			実績					推計											備考			
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		R13		
										初年度				中間目標年度						目標年度		
家庭系	収集	燃えるごみ	490	480	478	475	472	470	469	467	466	465	464	463	462	461	461	460	459	ベキ乗式		
		燃えないごみ	19	17	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	直近3年平均で推移	
		粗大ごみ	6	5	6	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	直近3年平均で推移
		有害ごみ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	直近3年平均で推移
	搬入	資源物	82	79	78	78	78	77	77	76	76	75	75	75	75	75	75	75	75	74	ベキ乗式	
		燃えるごみ	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	直近3年平均で推移
		燃えないごみ	0.2	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	直近3年平均で推移
事業系	粗大ごみ	16	15	14	15	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	直近3年平均で推移	
	燃えるごみ	221	218	227	229	223	226	226	226	226	226	226	226	226	226	226	226	226	226	226	直近3年平均で推移	
	燃えないごみ	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	直近3年平均で推移
	粗大ごみ	23	19	19	17	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	直近3年平均で推移
有価物団体回収量		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	直近3年平均で推移	
有価物団体回収量		47	43	40	37	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	直近年で推移	

② ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量の予測は図 2-24 に示したように、原単位の予測結果に将来人口と年間日数を乗じて算出します。

現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測結果を表 2-26 と図 2-28 に示します。

表 2-26 ごみ排出量の予測結果

単位：t/年

			実績					推計												
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
								初年度						中間目標年度						目標年度
家庭系	収集	燃えるごみ	30,382	30,131	30,055	30,044	30,063	30,118	30,102	29,990	30,023	29,884	29,819	29,744	29,736	29,560	29,523	29,411	29,379	
		燃えないごみ	1,183	1,096	1,077	1,120	1,144	1,153	1,155	1,156	1,160	1,157	1,157	1,156	1,159	1,154	1,153	1,151	1,152	
		粗大ごみ	347	339	352	391	419	384	385	385	387	386	386	385	386	385	384	384	384	
		有害ごみ	109	108	104	101	112	128	128	128	128	129	129	128	129	128	128	128	128	
		資源物	5,112	4,949	4,917	4,958	4,995	4,934	4,942	4,881	4,896	4,884	4,820	4,818	4,827	4,809	4,803	4,795	4,737	
	搬入	燃えるごみ	38	61	87	99	69	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	
		燃えないごみ	12	28	21	22	15	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	
		粗大ごみ	1,009	957	911	968	1,039	961	963	963	966	964	964	964	965	962	961	959	960	
	計		38,192	37,669	37,524	37,703	37,856	37,761	37,758	37,586	37,644	37,487	37,358	37,278	37,285	37,081	37,035	36,911	36,823	
	事業系	燃えるごみ	13,714	13,678	14,288	14,468	14,173	14,482	14,505	14,513	14,560	14,524	14,524	14,519	14,546	14,492	14,473	14,450	14,466	
燃えないごみ		140	117	95	76	88	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64		
粗大ごみ		1,418	1,217	1,167	1,099	1,062	1,153	1,155	1,156	1,160	1,157	1,157	1,156	1,159	1,154	1,153	1,151	1,152		
資源物		48	47	48	53	49	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64		
計		15,320	15,059	15,598	15,696	15,372	15,763	15,788	15,797	15,848	15,809	15,809	15,803	15,833	15,774	15,754	15,729	15,746		
有価物団体回収量		2,897	2,677	2,486	2,311	2,217	2,243	2,246	2,248	2,255	2,249	2,249	2,248	2,253	2,244	2,241	2,238	2,240		
ごみ総排出量合計		56,409	55,405	55,608	55,710	55,445	55,767	55,792	55,631	55,747	55,545	55,416	55,329	55,371	55,099	55,030	54,878	54,809		

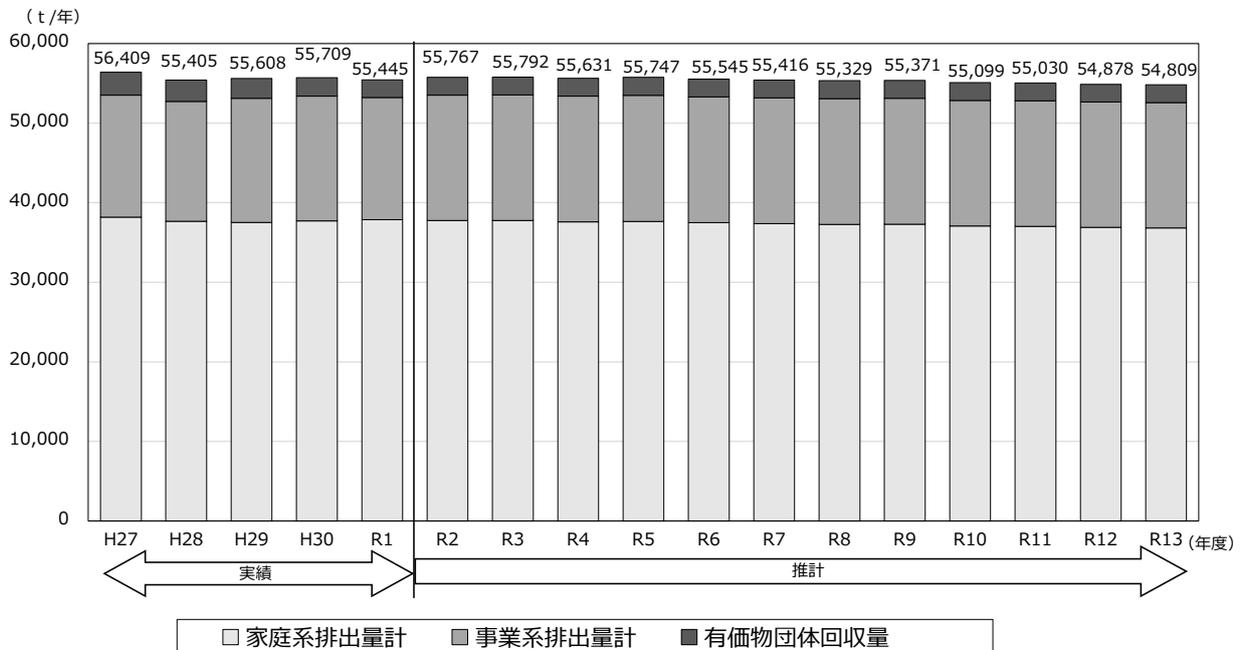


図 2-28 ごみ排出量の予測結果

## 8 減量目標値

### (1) 減量目標設定の考え方

本計画の減量目標は家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれに対して、目標年度までに排出抑制によるごみ排出量の減量と再生利用の推進によるごみ処理・処分量の削減を考慮して設定します。

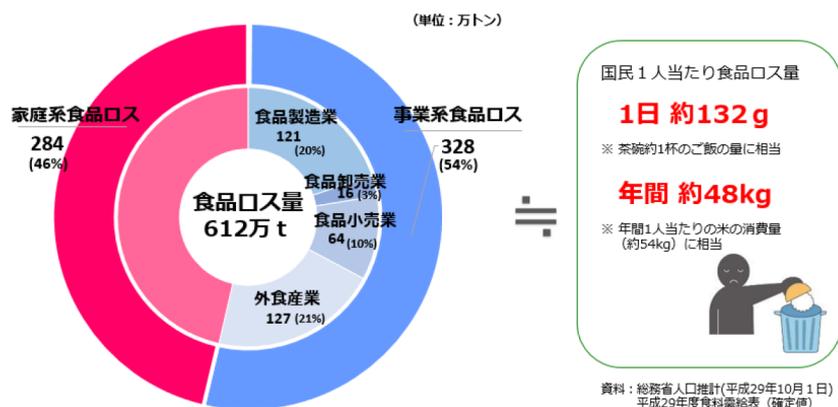
主な減量目標の考え方を以下に示します。

#### ① 家庭系ごみ

[排出抑制]

○我が国では、国民1人当たり毎日お茶碗一杯分の食べ物(約130g/日(平成30(2018)年度推計値))を捨てています。まだ食べられるのに廃棄される食品のことを「食品ロス」といい、食品ロスの削減は世界的な目標となっています。

食品ロスの削減を目標値に見込みます。



○可燃ごみの3割程度を占める生ごみは7割~8割が水分と言われています。水分を含んだごみをそのまま処理すると、エネルギーを多く使い、二酸化炭素・CO<sub>2</sub>を大量に出すことになり、地球温暖化の一因となるだけでなく、ごみ処理費用が高くなる要因になります。

生ごみの水切りは家庭ででき、大きな効果が期待できる排出抑制策の一つであることから、生ごみの水分削減を目標値に見込みます。



ナラシノのちょっと役立つ3R情報①

# 生ごみの水切り方法

香川県キャラクターナラシノ

## ポイント① 水に濡らさない

野菜の皮は、水洗いをする前にむくことで、濡らさないまま捨てることができます。また、三角コーナーをシンク台の上に置くことで、調理中に水で濡らさないようにすることができます。



水洗い中は流しから三角コーナーを出します。  
※写真では、生ごみをスポンジで代用しています。



三角コーナーだけでなく、水切りネット等を併用することで、ごみをまとめやすく、水に濡れた場合でも、手でしぼることができます。

## ポイント② 余分な水分をしぼる

お茶がらやティーパック等、水分を多く含む生ごみは、水気をしぼりましょう。



水切りネットやミカンのネット等を利用し、しぼって、水分をとります。



生ごみ水切り器  
生ごみをしぼりやすくなります。



生ごみを水切り器から押し付けるようにしぼります。

## ポイント③ 乾かす

水を切ったごみを乾かすことでさらに水気をなくします。



乾かす時には、トレイ等の上に置きます。

3Rを取り入れた  
ライフスタイルを  
心がけましょう!



## 水切りがどんなことに役立つの?

水切りを行うと、悪臭を抑えることができます。また、ごみの減量につながります。水切りを行う事でごみの減量や悪臭の発生を家庭から抑える事ができます。

○本市では、毎年約 50%近くの紙類が「燃えるごみ」として処理されています。リサイクル可能な雑がみも含まれています。雑がみを分別して、『資源物』にすれば貴重な資源としてリサイクルされ、燃えるごみの減量にもつながります。

雑がみのように、ごみ分別区分の排出ルールを徹底し、ごみとして捨てられる資源物の減量を目標値に見込みます。

## [その他]

○平成 30(2018)年度の全国のごみ処理手数料有料化の状況は環境省 一般廃棄物実態調査結果によると、粗大ごみを除く生活系ごみの収集区分の一部又は全部を有料化している市区町村は、1,741 市区町村(平成 29(2017)年度)のうち、65.1% (1,134 市区町村)です。

このように、ごみ処理に対する受益者負担制度を導入した場合、その目的にかかわらず、ごみ排出量の削減が期待できることから、目標値に見込みます。

## ② 事業系ごみ

### [排出抑制]

○家庭系ごみ(1人1日当たりの排出量)が減少傾向を示している一方で、事業系ごみは、ほぼ横ばいで推移しています。

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」(廃棄物処理法 第3条第1項)と定められていることから、事業者がごみ処理の責務を果たすことが前提となります。環境に配慮した事業活動の推進や資源化可能物の分別の徹底等により、燃えるごみなどの減量を目標値として見込みます。

○家庭系ごみのごみ処理費用の受益者負担の導入に合わせて、事業系ごみのごみ処理手数料は見直し、家庭系ごみとの均衡を図ります。この場合、ごみ排出量の削減が期待できることから、目標値に見込みます。

## (2) 減量目標

以上の減量目標設定の考え方を踏まえ、表2-27に示す5つの目標を設定します。

なお、前計画の目標であった「再生利用率」は、より環境負荷の少ない2R推進を方針とすること、プラスチックごみなど新たな品目の再生利用について、国などの動向が定まっていないことから、数値目標を設定するのは困難であり目標としないこととしました。

ただし、ごみとして廃棄される資源物を減らすことは重要であることから、数年おきに実施する「燃えるごみの細組成調査」の結果から資源可能物の割合を再生利用率に代わる指標として資源物の分別徹底などにより再生利用率の向上を引き続き目指します。

表2-27 本計画の目標

目標	前計画	本計画
目標1	1人1日あたりのごみの総排出量	1人1日あたりのごみ総排出量
	再生利用率	—
目標2	—	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源除く)
目標3	—	焼却処理量
目標4	—	事業系ごみ排出量
目標5	最終処分量	最終処分量

減量目標設定の考え方に示したごみの排出抑制や資源化、さらに家庭系ごみの受益者負担制度などの施策を改めて展開することにより、表2-28に示す数値目標を設定します。

表 2-28 数値目標の設定

目 標		目標年度（令和 13（2031）年度）までに達成
目標 1	1 人 1 日当たりのごみ総排出量	808g/人日 （令和 3（2021）年度から 7%削減）
目標 2	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 （資源除く）	466g/人日 （令和 3（令和 3（2021）年度から 9%削減）
目標 3	焼却（溶融）処理量	44 千 t （令和 3（令和 3（2021）年度から 9%削減）
目標 4	事業系ごみ排出量	14,271 t （令和 3（令和 3（2021）年度から 9%削減）
目標 5	最終処分量	1,390 t （令和 3（令和 3（2021）年度から 24 t 削減）

（3）減量目標達成の場合のごみ排出量の予測結果

① 原単位の予測結果

家庭系ごみ、事業系ごみ、有価物団体回収量別に市民 1 人 1 日当たりの排出量（原単位）の予測（表 2-25）から減量目標を達成した場合の市民 1 人 1 日当たりの排出量（原単位）の予測結果を表 2-29 に示します。

表 2-29 減量目標を達成した場合のごみ排出量原単位の予測結果

単位：g/人日

			推計											
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
			初年度			中間目標年度			目標年度					
家庭系	収集	燃えるごみ	470	469	463	462	453	448	434	433	429	429	427	423
		燃えないごみ	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
		粗大ごみ	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		有害ごみ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		資源物	77	77	78	78	81	81	84	84	85	85	85	84
	搬入	燃えるごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		燃えないごみ	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
事業系	燃えるごみ	226	226	224	221	219	217	215	212	210	208	205	203	
	燃えないごみ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	粗大ごみ	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
	資源物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
有価物団体回収量			35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	

② ごみ排出量の予測結果

減量目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果を表2-30と図2-29に示します。

表2-30 減量目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果

単位：t/年

			推計											
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
			初年度			中間目標年度					目標年度			
家庭系	収集	燃えるごみ	30,118	30,102	29,714	29,733	29,087	28,778	27,881	27,850	27,489	27,441	27,314	27,094
		燃えないごみ	1,153	1,155	1,156	1,160	1,157	1,157	1,156	1,159	1,154	1,153	1,151	1,152
		粗大ごみ	384	385	385	387	386	386	385	386	385	384	384	384
		有害ごみ	128	128	128	129	129	129	128	129	128	128	128	128
		資源物	4,934	4,942	4,990	5,006	5,186	5,199	5,416	5,426	5,431	5,424	5,415	5,377
	搬入	燃えるごみ	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64
		燃えないごみ	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
粗大ごみ		961	963	963	966	964	964	964	965	962	961	959	960	
計		37,761	37,758	37,419	37,464	36,992	36,696	36,013	35,998	35,632	35,574	35,434	35,178	
事業系	燃えるごみ	14,482	14,505	14,368	14,270	14,083	13,936	13,782	13,661	13,460	13,293	13,123	12,991	
	燃えないごみ	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	
	粗大ごみ	1,153	1,155	1,156	1,160	1,157	1,157	1,156	1,159	1,154	1,153	1,151	1,152	
	資源物	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	
計		15,763	15,788	15,652	15,558	15,368	15,221	15,066	14,948	14,742	14,574	14,402	14,271	
有価物団体回収量		2,243	2,246	2,248	2,255	2,249	2,249	2,248	2,253	2,244	2,241	2,238	2,240	
ごみ総排出量合計		55,767	55,792	55,319	55,277	54,609	54,166	53,327	53,199	52,618	52,389	52,074	51,689	

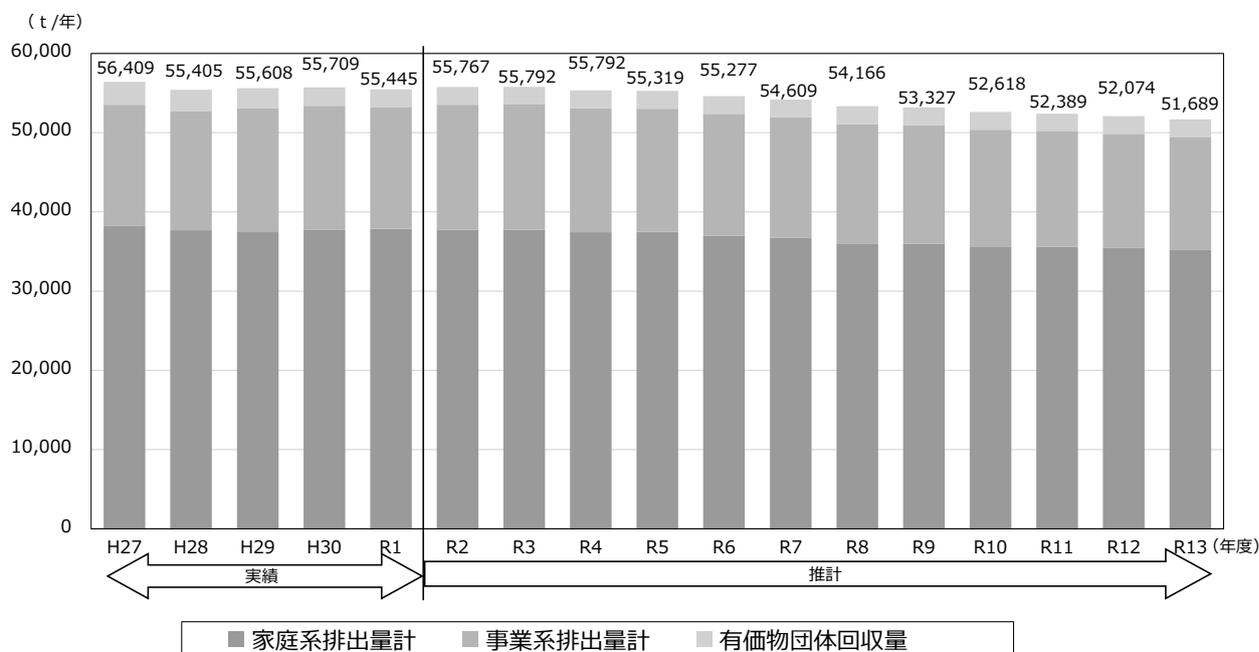


図2-29 減量目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果

③ 減量目標を達成した場合のごみ処理・処分量

減量目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果から、算出したごみ処理量、処分量の予測結果を表2-31に示します。

表2-31 減量目標を達成した場合のごみ処理・処分量の予測結果

単位：t/年

		推計									
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		初年度					中間目標年度				
芝園清掃工場	芝園清掃工場搬入量	48,307	48,243	47,391	46,911	45,840	45,696	45,113	44,894	44,591	44,219
リサイクルプラザ	搬入量	6,063	6,085	6,057	6,022	5,992	6,005	5,974	5,968	5,959	5,930
	最終処分量	1,411	1,414	1,408	1,406	1,403	1,404	1,397	1,395	1,391	1,390

## 9 ごみ処理基本計画

### (1) 環境負荷の少ない循環型社会の構築（基本方針1）

[基本的な考え方]

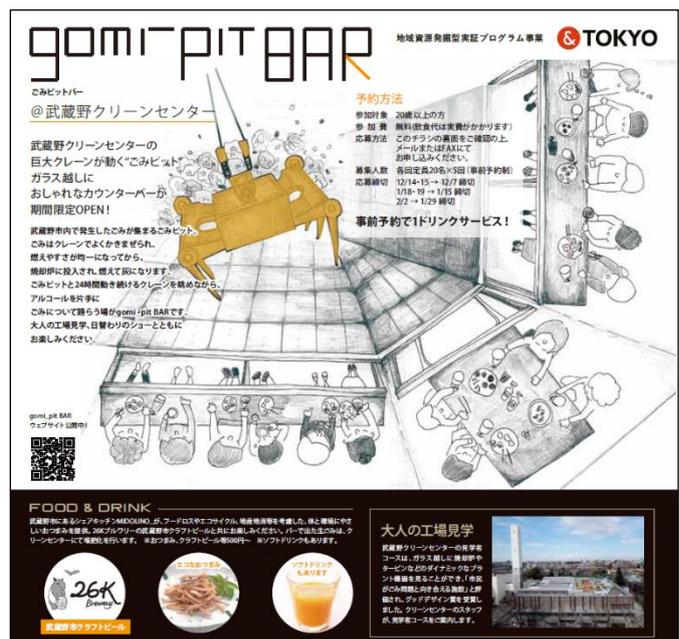
天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできるだけ低減する循環型社会を構築するためには、発生抑制（ごみの減量）を最優先にした、生活や事業活動へと日々の行動を根本的に見直します。

[具体的な施策]

#### ① 啓発、情報提供の充実

広報紙・市ホームページによる情報発信を充実させることに加え、様々な場面において説明会を行うなど、直接市民の方々と対話する機会を設けるとともに、教育機関と連携し、子どもだけでなく大人の環境教育を充実していきます。

環境美化推進員とさらに連携を深め、市民と行政の橋渡しとなるような人材育成の強化に取り組めます。



参考事例 大人の工場見学（武蔵野市）

#### ② 市民の発生抑制行動への支援の充実

市民がごみとして排出する以外の方法を選択できる機関を紹介・周知します。

- ・おもちゃの病院（おもちゃなどの修理をする場の提供、情報の提供）
- ・不用品交換、フリーマーケットの機会の拡充
- ・生ごみ水切りグッズの紹介、普及
- ・イベントにおけるエコイベント開催の手引き作成
- ・エコクッキング教室開催
- ・フードバンクの取組                      など

### ③ 子どもに対する環境学習の充実

小学校４年生における教育の中で、清掃工場の見学を通して、実際に見て感じてもらいながら、本市の清掃行政の状況を学んでもらいます。また、夏休みなど、清掃工場において職場体験、インターンシップの受入、さらに、要請に応じて出前講座の実施など積極的な情報発信を行います。

### ④ ごみ分別種類の見直しと資源化の拡大の検討

資源物として収集している雑がみについて、雑がみ用のリサイクル袋（紙袋）などの利用を促進し、これまで燃えるごみとして排出されていた雑がみを、資源物として回収拡大し、再生利用率の向上を図ります。

### ⑤ 事業者に対する環境に配慮した事業活動への支援

大型店、スーパー等の多量排出事業者については、減量化・資源化計画書を毎年提出し、計画的にリサイクルに取り組まれています。

市としては、直接訪問するなどして計画の実績を確認し、さらに、リサイクル運動を働きかけるとともに、環境に配慮した事業活動を実施している事業者を広報紙・市ホームページで紹介します。

## （２）適正処理の推進（基本方針２）

### [基本的な考え方]

2Rの促進による市民や事業者のごみ減量や再使用の努力にもかかわらず、やむを得ず排出されたごみについては、再生利用と適正処理に適した収集・運搬体制の整備、中間処理体制の整備を進め、最終処分量の削減に努めるとともに、最終処分用地の安定的かつ長期的な確保を目指します。

### [具体的な施策]

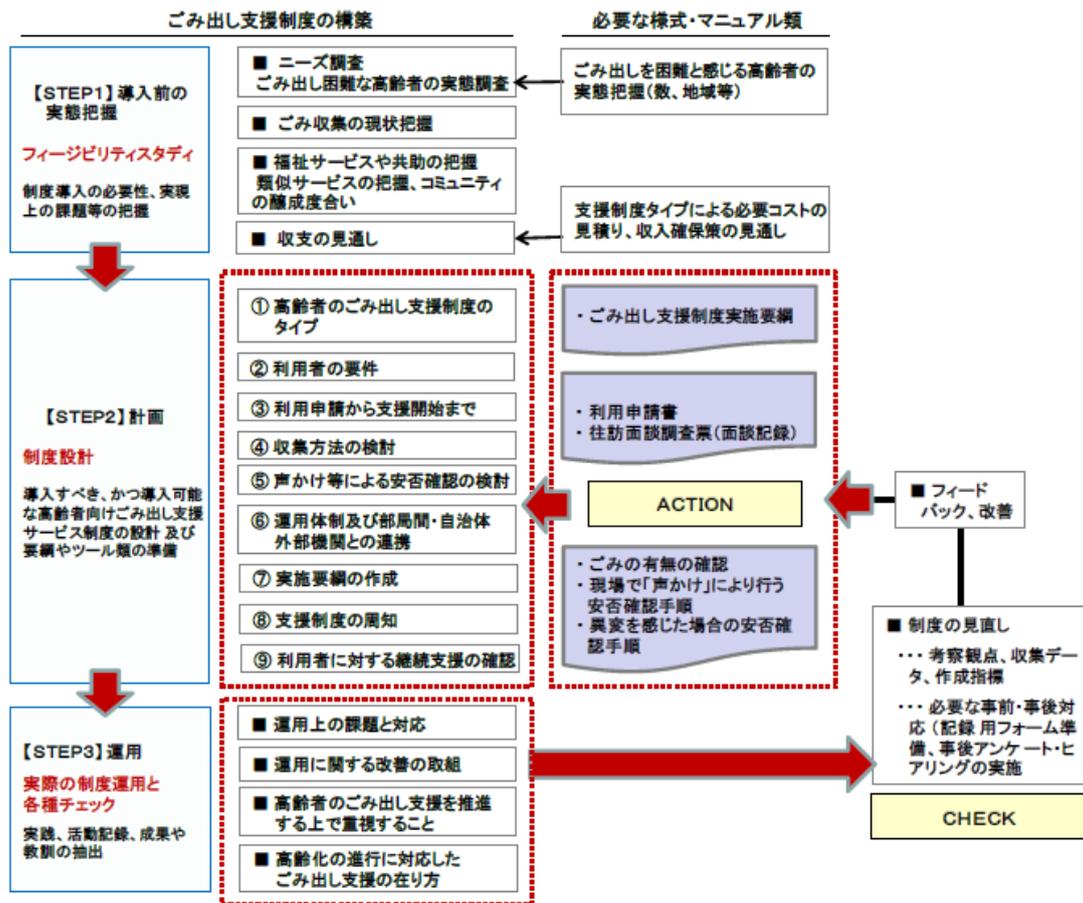
#### ① 収集運搬体制の充実

家庭系のごみについては、適正な分別収集・収集回数の検討や高齢化社会などに対応したごみの分別・排出困難者に配慮した収集運搬体制を構築します。

集積所におけるごみの収集方法は、排出する市民と収集業者がわかりやすいよう、全市で統一することが求められています。

したがって、今後については、ペットボトルに関しては専用ネット袋収集を全市域に統一して行います。

ただし、リサイクル施設等の更新時には、ビン・缶の資源化拡大のため、効率的な処理体制について検討します。また、事業系のごみについては、適正な収集・運搬が行われるよう、搬入時にごみの内容検査の実施と周知・指導の強化を図り、適正排出を徹底させます。



資料：高齢者ごみ出し支援制度導入ガイドンス(案)〈地方公共団体向け〉令和2年3月 環境省

図 2-30 高齢化社会などに対応した廃棄物処理体制の制度設計のフロー

## ② 循環型社会の構築に適した中間処理計画の推進

本市のごみ処理施設は平成14(2002)年11月に稼働、19年が経過しており、老朽化が進んでいます。現在は計画的に予防保全を行っています。

今後は、環境省の循環型社会形成推進交付金等を活用しながら、清掃工場の更新に取り組んでいきます。

中間処理に関する詳細は第3章に記載します。

## ③ 最終処分用地の安定的な確保

他地域へ最終処分を依存していることから、最終処分量をさらに削減するため、熔融飛灰の資源化の可能性を検討します。

## ④ 災害時のごみ処理対策

本市では令和2(2020)年1月に「習志野市災害廃棄物処理計画」を策定しています。

発災時における災害廃棄物の迅速、安全な処理はもとより、災害時でも発生する通常のごみについても滞りなく処理するため、「習志野市災害廃棄物処理計画」を踏まえ、平時の取組を充実していきます。

(3) ごみ処理に対する受益者負担制度の導入（基本方針3）

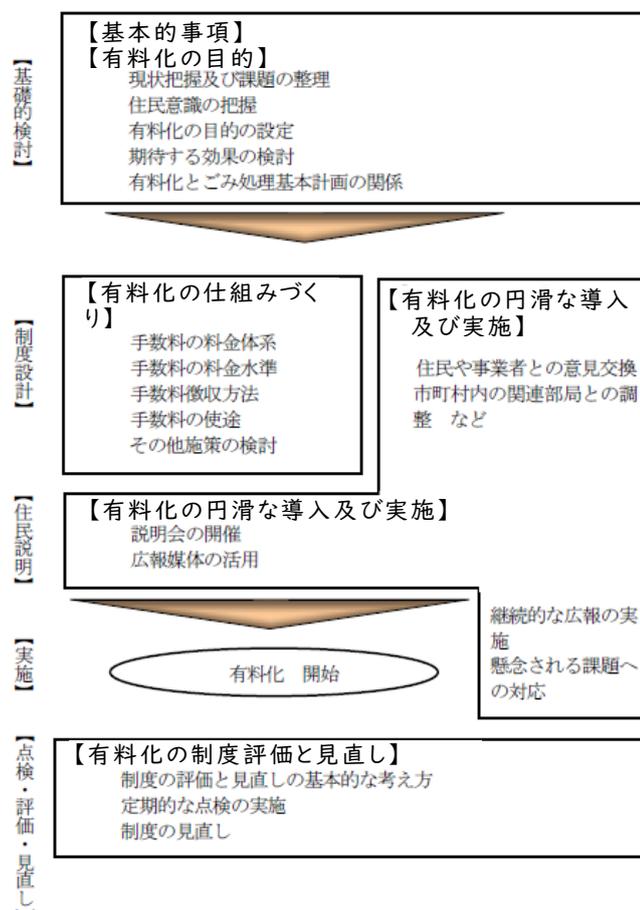
[基本的な考え方]

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に、市の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化および住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」と、国全体の施策の方針として、家庭系一般廃棄物の受益者負担を推進すべきと明確に示されています。

本市においてもかねてから、家庭系一般廃棄物処理の受益者負担を研究してきましたが、これらを踏まえ、受益者負担の原則と、ごみ排出量に応じた負担の公平性の観点などから家庭系一般廃棄物の受益者負担制度を構築し、導入を進めます。

また、事業系ごみの処理手数料についても家庭系ごみの手数料との均衡を図るため、見直しを進めます。

[具体的な施策]



資料：一般廃棄物処理有料化の手引き 平成25年4月 環境省

図 2-31 一般廃棄物処理有料化導入の工程

(4) 施策の実施スケジュール

(1)から(3)に示した基本計画の施策の実施スケジュールを表 2-32 に示します。

表 2-32 施策の実施スケジュール

ごみ処理基本計画 施策項目	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
(1) 環境負荷の少ない循環型社会の構築										
①啓発、情報提供の充実	継続・強化									
②市民の発生抑制行動への支援の充実	継続・強化									
③子どもに対する環境学習の充実	継続・強化									
④ごみ分別種類の見直しと資源化の拡大の検討	継続・強化									資源化種類 見直し
⑤事業者に対する環境に配慮した事業活動への支援	継続・強化									
(2) 適正処理の推進										
①収集運搬体制の充実	ハット 見直し	ト 収集	継続・強化					収集方式 検討・見直		
②循環型社会の構築に適した中間処理計画の推進	詳細は3章に記載									
③最終処分地の安定的な確保	継続・検討									
④災害時のごみ処理対策	継続・強化									
(3) ごみ処理に対する受益者負担の導入	制度設計 住民周知				導入					